

令和5年度 地方ブロック意見交換会

「要望と提案」及び【調査資料集】概要版

令和5年6月

一般社団法人 建設コンサルタント協会



【これまでの取り組み】

令和元年の品確法の改正により調査・設計などの業務が品確法の対象として明確に位置づけられた中、私ども建設コンサルタントといたしましては、平成31年4月の改正労働基準法の施行を踏まえた働き方改革やDXの推進などに取り組んできました。

そのような中、まん延する新型コロナウィルスの拡大防止措置として、緊急事態宣言などが発令されました。協会は、このような状況下においても『継続すべき業務』を担う業界であるとの認識のもと、各種法令を遵守しつつ、業務を継続して遂行します。今後も、引き続き責任をもって対応すべく「働き方改革」・「生産性向上」をさらに強化していく所存です。

以上の背景の下、主に以下の4項目の課題に対して、協会や会員企業として取り組みを進めているところです。

【課題】①**担い手の確保**、②**就業環境の改善**、③**生産性向上・技術力向上・品質向上**、④**安定経営**

これまでの国や地方自治体の皆様への「要望と提案」活動ならびに国土交通大臣や国会関係者の皆様への「業務量の安定的確保や技術者単価引き上げ等」の要望活動によって、多くの改善事例や成果が得られております。

一方、DXの推進や「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」などにより新たに喫緊の課題が顕在化しております。

【今後の喫緊の課題】

○DX推進の環境整備

BIM/CIMを含めたDXについて主体的に推進するとともに、その必要費用を含めた環境整備が必要

○成長と分配の好循環の実現

当業界各社における「成長と分配の好循環」を実現するために、賃上げ環境の整備が必要

これまでの取り組みと課題を踏まえた

平成5年度「要望と提案」における取り組み方針

今後とも当業界各社が、適切に事業を展開し、社会に貢献できるよう、4つの柱によって「要望と提案」活動を行います。

I : 担い手確保・育成のための環境整備

II : 技術力による選定

III : 品質の確保・向上

IV : 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」

I. 担い手確保・育成のための環境整備

- ・ (1)建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取り組み推進・強化
- ・ (2)受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善
- ・ (3)企業経営の安定と待遇改善・新たな事業推進形態に向けての環境整備
- ・ (4)人材確保・育成

II. 技術力による選定

- ・ (1)(国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善
- ・ (2)(地方自治体)発注方式の改善
- ・ (3)(国・地方自治体)地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの拡大と育成

III. 品質の確保・向上

- ・ (1)受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取り組み
- ・ (2)詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保
- ・ (3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善

IV. 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」

- ・ (1)DXの推進
- ・ (2)DXの推進の費用面での環境整備
- ・ (3)「成長と分配の好循環」の実現

【建コン協 働き方改革 スローガン：完全週休2日・深夜残業ゼロの実現（長時間労働の解消）】

（1）建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取り組み推進・強化

①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取り組み強化

- ・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標※1と整合を図った施策※2の強化と計画的展開、および施策の活用状況の把握

※1納期目標（設計変更後）：第1四半期20%程度・第2四半期30%程度・第3四半期15%程度・第4四半期35%程度・3月15%以内

※2施策：ゼロ国債、2か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、前倒し発注等発注時期の分散化

- ・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保※

→ 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期

※期間確保のための考慮事項：BIM/CIM対応や第三者照査期間、測量や地質調査等関連調査の進捗具合など

- ・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化

- ・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理（変更契約時期の適切化：3月実施の回避等）

②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

- ・「マイクリースタッフ」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

- ・新たな取り組みや好事例の水平展開の更なる推進

- ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示（委員会業務に多い）の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底

- ・実態に即した適切な費用計上※

※例：緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し

- ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底

- ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減

I. 担い手確保・育成のための環境整備(1)①の詳述

JCCA

◆履行期限(納期)の平準化の必要性と年度末の残業実態

【実態①】労働基準法の改正により、働き方改革は待ったなしの状況

【実態②】年度末である3月の残業実態は高止まり、履行期限(納期)の平準化が必要な状況

◆労働基準法の改正(平成31年4月)

⇒建コンの働き方改革は待ったなしである(上限規制時間の厳格な遵守)

⇒魅力ある業界であるためには、上限規制(原則)を守る必要がある

【実態①:働き方改革の必要性】

2019年4月施行 改正労働基準法

<残業時間上限規制>

【原則】45時間／月かつ360時間／年

【特例】720時間／年かつ

①2～6ヶ月平均で80時間／月以内

②単月では100時間／月未満(法定休日出勤残業時間含める)



建設コンサルタントにおける施行は2019/4/1

(法改正時期と同時にスタート)

上限規制を超えると企業に罰則

(6ヶ月以下の懲役 or 30万円以下の罰金)



スローガン

完全週休2日・深夜残業ゼロの実現(長時間労働の解消)

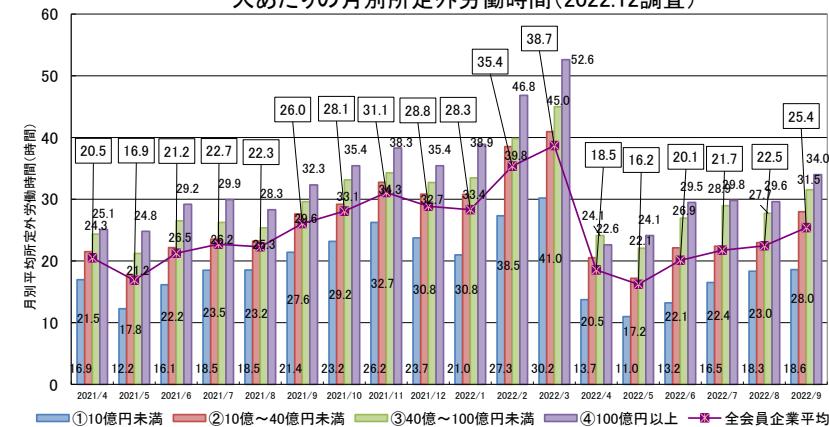
建設コンサルタントにおいては「働き方改革」は継続的に必要



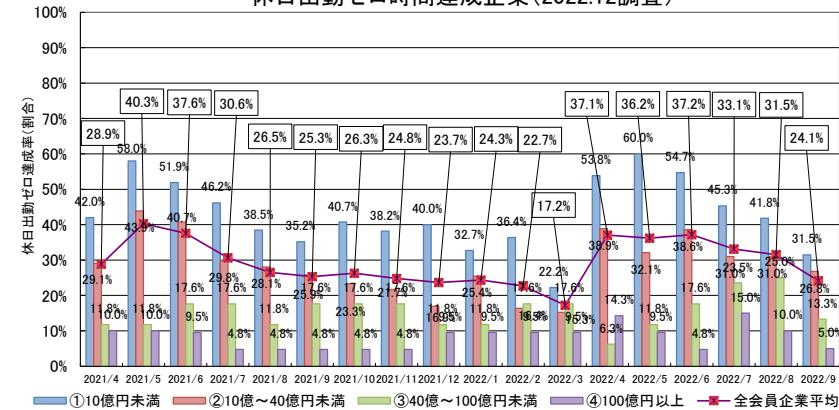
受発注者協働による施策への継続的取組み推進・強化が不可欠

【実態②:協会各社の残業時間実態】

一人あたりの月別所定外労働時間(2022.12調査)



休日出勤ゼロ時間達成企業(2022.12調査)



◆履行期限(納期)の平準化の状況

【実態】令和3年と比較すると3月納期は横ばい傾向にある。年度繰越し比率は増加傾向

【当該年度稼働業務における全国地整納期状況】

納期年度	納期率			
	~12月	1月・2月	3月	第4四半期
平成29年度	11.4%	21.8%	66.8%	88.6%
平成30年度	15.3%	25.0%	59.6%	84.7%
令和元年度	18.1%	25.6%	56.3%	81.9%
令和2年度	23.5%	20.4%	56.1%	76.5%
令和3年度	21.1%	21.7%	57.2%	78.9%
令和4年度	21.7%	21.1%	57.3%	78.3%

改善傾向
↓
若干増加
↓
横ばい

【技術調査課提供データによる年度末納期状況】

- R2年度まで、3月および第4四半期納期率は減少
- R3年度で、3月および第4四半期納期率が若干増加し
R4年度は、3月及び第4四半期納期率は横ばい
- R4年度3月納期率は、中部地整が対前年度18pt減少
- 増加が大きいのは近畿地整が7pt増加(68%)
- R4年度3月納期率が最も高い地整は、近畿地整68%、最も低い地整は、中国地整46%

※技術調査課提供納期データ（土木業務・発注者支援業務除く）

【当該年度稼働業務における地整別年度末納期状況】

地整名	R2年度納期率(変更後)			R3年度納期率(変更後)			R4年度納期率(変更後)		
	第4四半期	3月	対前年3月	第4四半期	3月	対前年3月	第4四半期	3月	対前年3月
全地整	76.5%	56.1%	-0.2pt	78.9%	57.2%	1.1pt	78.3%	57.3%	0.0pt
北海道開発局	89.9%	57.6%	-2.1pt	84.8%	49.6%	-8.0pt	84.6%	53.9%	4.3pt
東北地整	78.5%	51.4%	-5.1pt	82.9%	62.6%	11.2pt	82.0%	65.1%	2.6pt
関東地整	75.0%	66.4%	3.1pt	77.3%	66.5%	0.1pt	75.3%	64.4%	-2.1pt
北陸地整	68.8%	49.8%	1.1pt	74.4%	51.5%	1.7pt	79.7%	56.7%	5.2pt
中部地整	75.6%	57.5%	1.9pt	82.8%	66.2%	8.7pt	84.6%	48.3%	-17.9pt
近畿地整	73.1%	59.9%	-7.8pt	81.5%	60.4%	0.4pt	85.6%	67.7%	7.3pt
中国地整	68.7%	45.3%	-1.0pt	69.3%	44.4%	-0.9pt	69.3%	46.3%	1.9pt
四国地整	72.6%	46.6%	4.2pt	72.7%	51.5%	4.8pt	72.7%	58.0%	6.6pt
九州地整	74.1%	59.6%	5.7pt	75.2%	57.2%	-2.5pt	68.9%	54.1%	-3.0pt
沖縄総合事務局	83.8%	60.3%	4.9pt	84.8%	61.4%	1.1pt	71.7%	53.3%	-8.1pt

※技術調査課提供納期データ（土木業務・発注者支援業務を除く）

◆履行期限(納期)の平準化の状況

【実態】令和3年と比較すると3月納期は横ばい傾向にある。年度繰越し比率は増加傾向

【当該年度発注業務における次年度繰越し状況】

- 当該発注業務における次年度4月以降納期の繰越し率は増加傾向にあり、R4年度の契約変更後は38%。当初契約から変更により次年度繰越し率が約12pt増加
- R4年度発注業務の契約変更後において次年度4月以降納期の繰越し率が多い地整は、中国地整の58%。最も少ない地整が北海道開発局16%
- R2年度に比べ次年度繰越し率(変更後)が増加した地整は、沖縄総合事務局が14pt増加、次いで中国地整の10pt

地整名	契約区分	R2年度発注業務				R3年度発注業務				R4年度発注業務			
		発注件数	次年度納期 発注件数	次年度 納期率	対前年 次年度納 期	発注件数	次年度納期 発注件数	次年度 納期率	対前年 次年度納 期	発注件数	次年度納期 発注件数	次年度 納期率	対前年 次年度納 期
全地整	当初契約	6,528	1,398	21.4%	5.6pt	6,555	1,608	24.5%	3.1pt	5,768	1,510	26.2%	1.6pt
	契約変更後	6,528	2,171	33.3%	1.8pt	6,555	2,274	34.7%	1.4pt	5,768	2,201	38.2%	3.5pt
北海道開発局	当初契約	1,062	79	7.4%	4.5pt	1,131	161	14.2%	6.8pt	898	136	15.1%	0.9pt
	契約変更後	1,062	91	8.6%	5.2pt	1,131	163	14.4%	5.8pt	898	142	15.8%	1.4pt
東北地整	当初契約	705	144	20.4%	9.3pt	722	208	28.8%	8.4pt	681	224	32.9%	4.1pt
	契約変更後	705	185	26.2%	-1.3pt	722	220	30.5%	4.2pt	681	246	36.1%	5.7pt
関東地整	当初契約	726	123	16.9%	0.8pt	826	124	15.0%	-1.9pt	659	170	25.8%	10.8pt
	契約変更後	726	299	41.2%	0.6pt	826	316	38.3%	-2.9pt	659	272	41.3%	3.0pt
北陸地整	当初契約	501	236	47.1%	4.3pt	509	215	42.2%	-4.9pt	460	125	27.2%	-15.1pt
	契約変更後	501	236	47.1%	4.3pt	509	216	42.4%	-4.7pt	460	182	39.6%	-2.9pt
中部地整	当初契約	732	175	23.9%	11.7pt	701	187	26.7%	2.8pt	621	175	28.2%	1.5pt
	契約変更後	732	285	38.9%	1.5pt	701	250	35.7%	-3.3pt	621	274	44.1%	8.5pt
近畿地整	当初契約	666	139	20.9%	3.8pt	651	144	22.1%	1.2pt	645	140	21.7%	-0.4pt
	契約変更後	666	209	31.4%	-1.4pt	651	195	30.0%	-1.4pt	645	191	29.6%	-0.3pt
中国地整	当初契約	556	146	26.3%	7.9pt	556	175	31.5%	5.2pt	519	192	37.0%	5.5pt
	契約変更後	556	256	46.0%	1.6pt	556	267	48.0%	2.0pt	519	299	57.6%	9.6pt
四国地整	当初契約	432	65	15.0%	1.1pt	458	112	24.5%	9.4pt	389	108	27.8%	3.3pt
	契約変更後	432	158	36.6%	0.3pt	458	205	44.8%	8.2pt	389	164	42.2%	-2.6pt
九州地整	当初契約	1,008	280	27.8%	6.3pt	851	270	31.7%	3.9pt	799	223	27.9%	-3.8pt
	契約変更後	1,008	421	41.8%	1.4pt	851	406	47.7%	5.9pt	799	394	49.3%	1.6pt
沖縄総合事務局	当初契約	140	11	7.9%	2.5pt	150	12	8.0%	0.1pt	97	17	17.5%	9.5pt
	契約変更後	140	31	22.1%	0.8pt	150	36	24.0%	1.9pt	97	37	38.1%	14.1pt

※技術調査課提供納期データ(土木業務・発注者支援業務を除く)

I. 担い手確保・育成のための環境整備(1)①の詳述

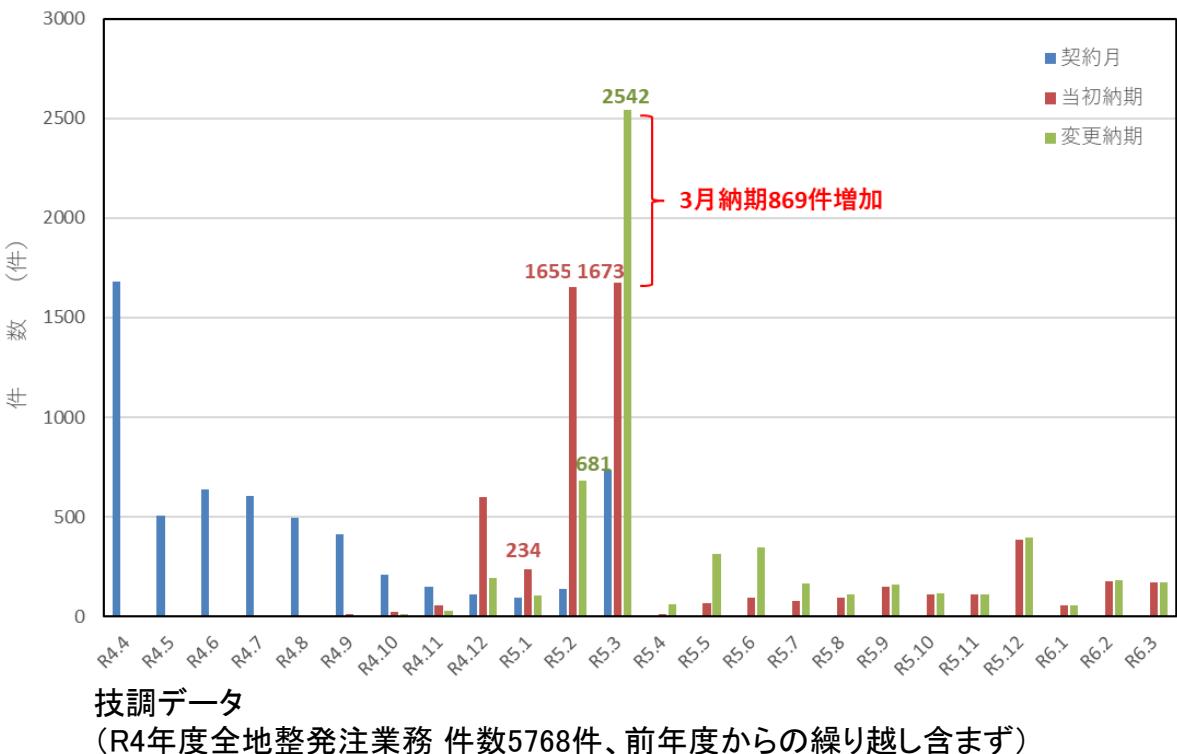
JCCA

◆履行期限(納期)の平準化の状況(令和4年度データによる整理)

【実態】3月納期の増加は、当初の3月納期とともに2月納期から3月納期への変更の影響が大

- 当初3月納期は、1673件(全発注件数の29%)であるが、変更により2542件に増加(同44%)。
- 当初2月納期は、1655件(同29%)が変更により681件(同12%)に減少。
- 当初2月納期1655件のうち752件(同13%)が3月納期に変更。

図 契約月と納期月 (変更前と変更後)



R4年度発注業務 (全業務)

契約月	納期			
		当初	変更	差
R4.4	1682	0	0%	0
R4.5	505	0	0%	0
R4.6	639	2	0%	1
R4.7	602	2	0%	3
R4.8	492	3	0%	1
R4.9	415	10	0%	4
R4.10	209	25	0%	13
R4.11	146	56	1%	27
R4.12	109	598	10%	191
R5.1	92	234	4%	104
R5.2	138	1655	29%	681
R5.3	739	1673	29%	2542
R5.4以降	0	1510	26%	2201
合計	5768	5768	100%	5768

R4年度発注業務 (当初2月業務のみ)

契約月	納期			
		当初	変更	差
R4.4	443	0	0%	0
R4.5	181	0	0%	0
R4.6	268	0	0%	0
R4.7	273	0	0%	0
R4.8	263	0	0%	0
R4.9	172	0	0%	0
R4.10	43	0	0%	0
R4.11	11	0	0%	0
R4.12	1	0	0%	0
R5.1	0	0	0%	0
R5.2	0	1655	100%	560
R5.3	0	0	0%	752
R5.4以降	0	0	0%	343
合計	1655	1655	100%	1655

◆履行期限(納期)の平準化の状況

■R4年度の各地整納期目標(設計変更後)

【実態】各地整のR4年度の納期目標における改善ポイント

- ①第1四半期、第2四半期の納期目標が大幅な改善
- ②翌債・国債目標の設定
- ③将来納期目標の設定(上半期50%・下半期50%)

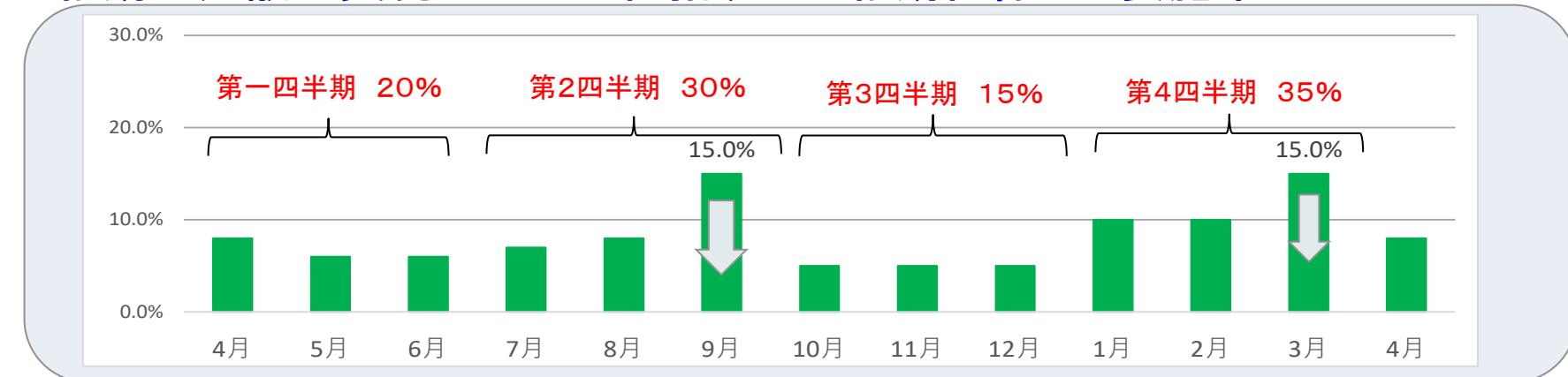
【要望】納期目標の実現に向けた積極的な取り組みを要望します。

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	3月	備考	
							翌債・国債目標	その他
協会提案の目指すべき 納期目標(変更後)		20%程度	30%程度	15%程度	35%程度	15%以内		
「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」重点方針	R04年度	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債25%以上	
	R05年度	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債25%以上	中長期的には、 上半期50%、下半期50%を目指す
各地整のR04年度 納期目標(変更後) (地方ブロック意見交換会 での回答より)	北海道	40%(40%)以上			60%(60%)以下	30%(30%)以下	翌債・国債の活用	R5以降: 第1～3四半期65%以上 第4四半期35%以下
	東北地整	15%(10%)以上	25%(15%)以上	25%(25%)以上	35%(50%)以下	—	翌債・国債の活用	
	関東地整	15%(10%)以上	25%(10%)以上	25%(25%)以上	35%(35%)以下	—	翌債・国債25%以上	R6:上半期50%、下半期50%
	北陸地整	15%(10%)以上	25%(10%)以上	25%(20%)以上	35%(35%)以下	15%(15%)以下	翌債・国債25%以上	
	中部地整	15%(10%)以上	25%(10%)以上	25%(20%)以上	35%(35%)以下	—	翌債・国債の活用	
	近畿地整	15%(5%)以上	25%(10%)以上	25%(15%)以上	35%(45%)以下	—	翌債・国債25%以上	将来 上半期50%、下半期50%
	中国地整	15%(15%)以上	23%(20%)以上	20%(20%)以上	42%(45%)以下	30%(30%)以下	翌債・国債の活用	R5:第4四半期40%程度 内3月期30%以下
	四国地整	10%(10%)以上	20%(10%)以上	10%(20%)以上	35%(35%)以下	—	翌債・国債25%以上	
	九州地整	15%(10%)以上	25%(10%)以上	25%(20%)以上	35%(35%)以下	—	翌債・国債25%以上	
	沖縄	15%(--)以上	25%(--)以上	25%(--)以上	35%(35%)以下	15%(15%)以下	翌債・国債の活用	

【要望】年度末に集中する納期の平準化を要望します。

【要望】納期分散を実現するための様々な施策(ゼロ国債の活用など)の実施を要望します。

■納期の分散の実現イメージ・目指すべき納期目標と主要施策



	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	3月
国土交通省 R4年納期比率実績※(変更後)		22%		78%	57%
「設計業務等の品質確保対策及び 入札契約方式の改善等」重点方針	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—
協会提案の目指すべき 納期目標(変更後)	20%程度	30%程度	15%程度	35%程度	15%以内
主要施策	繰越処理	ゼロ国債	前倒し発注・標準履行期間確保・繰越処理		

※実績値は、技術調査課提供データ(土木業務・発注者支援業務を除く)

※重点方針:R5年度目標

【要望実現のための主要施策】

- 国債(ゼロ国債・2ヶ年国債)・翌債の活用
- 繰越の柔軟な運用
- 前倒し発注等発注時期の分散化
- 標準履行期間の確実な確保
- 年度末納期と提案書作成時期の重複の解消(提案時期の分散化)

主要施策を組み合
わせて、業務サイク
ルの見直しを要望

I. 担い手確保・育成のための環境整備(1)①の詳述

JCCA

■ 納期分散イメージ実現に向けた納期平準化シミュレーション

【6か月前倒し契約による納期平準化シミュレーション】

方針：令和元年～令和3年度契約業務において、4月～6月契約業務の半数を6か月前倒し契約

結果:9月納期率29~30%、3月納期率28~30%に分散が実現(協会目標15%にかなり近づく)

3月-9月協會目標:15%

図 令和元年～令和3年度発注業務 月別納期（実態）

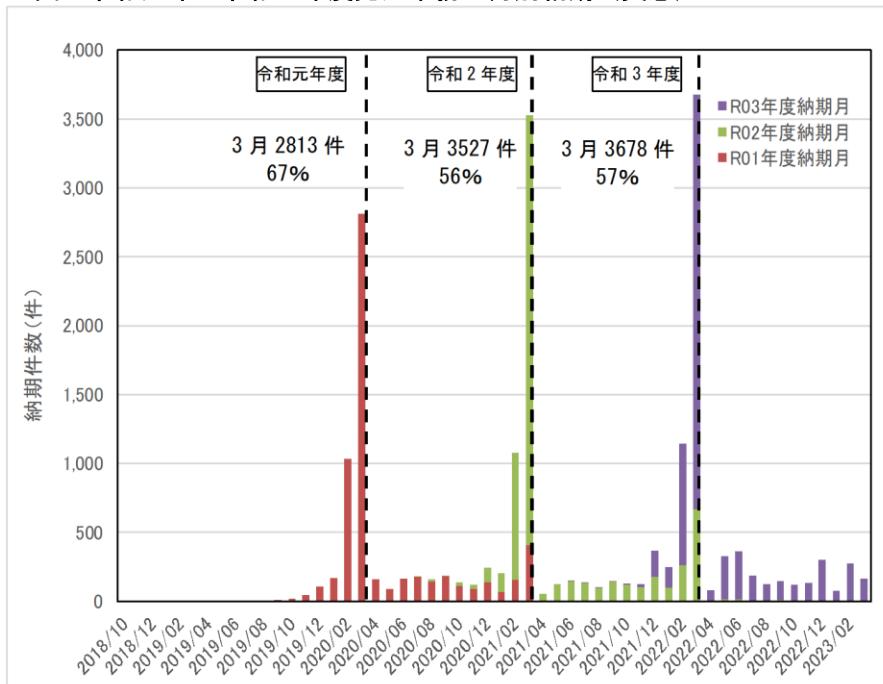
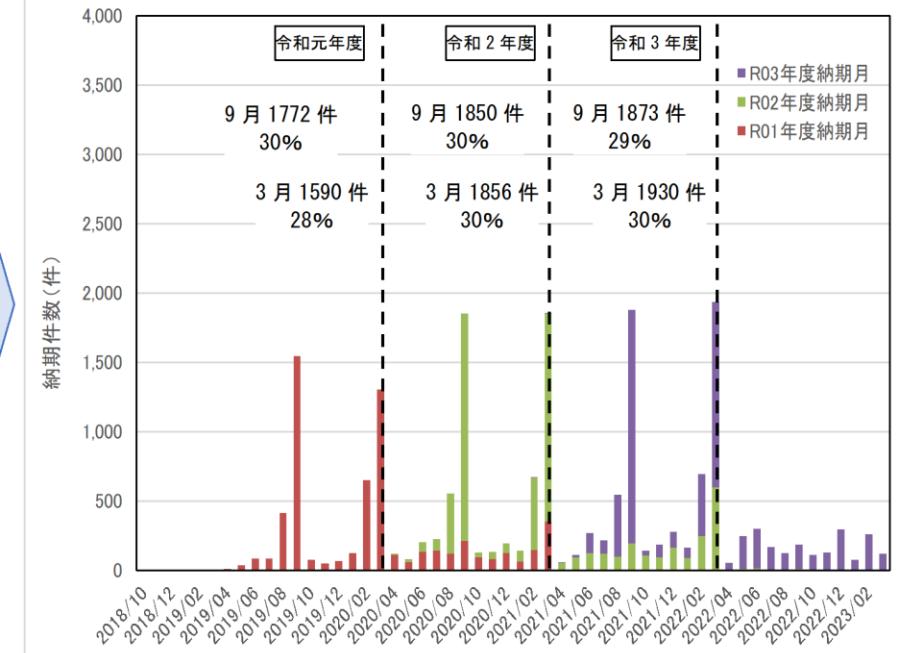


図 令和元年～令和3年度発注業務（シミュレーション結果） 前倒し契約による月別納期（4～6月の半数を180日前倒し）



【シミュレーションによる月別納期】

注1) 令和元年年度は、平成30年度発注業務の変更後納期を考慮していないため参考値

注2) 令和4年度発注業務は、技調からの再度データを協議後にシミュレーションを実施予定

I. 担い手確保・育成のための環境整備(1)①の詳述

JCCA

◆履行期限平準化の好事例

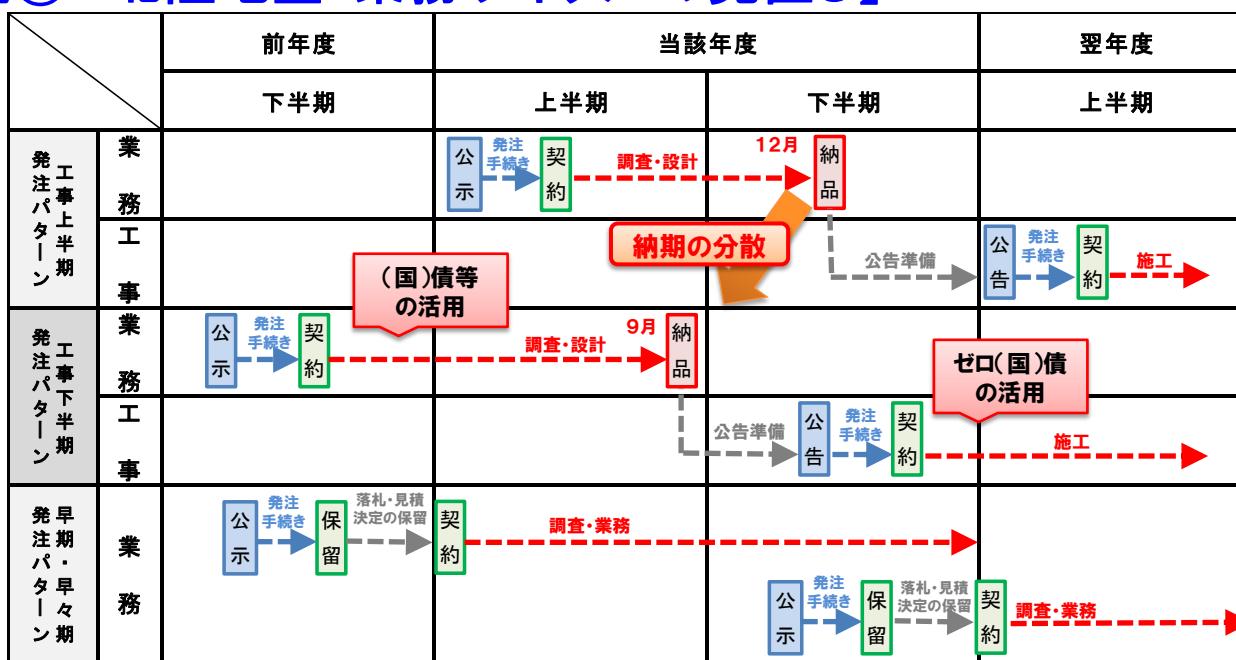
【実態】主要施策を組み合わせた、業務サイクルの見直しは北陸、中国にて試行が始まり、関東、中部、近畿、九州において取り組みが実現。その他、国・自治体において、平準化への取り組みが実現

【要望】好事例の全国への水平展開を要望します。

好事例	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
業務サイクルの見直し			○	○①	○	○③	○②		○	
品質向上プロジェクト	○④									
提案書作成時期の分散				○	○⑤				○	
柔軟な工期の設定			☆⑥					☆⑦		

【好事例①】: 北陸地整: 業務サイクルの見直し】

○: 整備局 ☆: 自治体



※早々期や早期発注の対象業務は、主に流量観測や定期測量、環境調査業務など「通年業務」や「定常業務」となっている。

◆履行期限平準化の好事例

【好事例②：中国地整】業務サイクルの見直し

発注区分	前年度						当該年度												翌年度						備考	
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
従来の業務						納品												納品								第4四半期（3月）納期の業務が多い。 変更や成果のとりまとめなど受発注者ともに負担が大きい。
早期発注の活用		公示	契約手続き		契約											納品	締越による工期延期	納品								早期発注を積極的に活用し、第4四半期の納品を前倒し。 工期延期する場合は締越による対応を基本とする。 技術提案の作成期間に余裕を見込みスケジュールを設定する。
ゼロ国債活用	公示	契約手続き		契約												納品										ゼロ国債等の活用により、納期の更なる前倒しを図る。 経常的な業務は予算確保に努め積極的に活用する。
通常国債活用							公示	契約手続き	契約										納品							工期の確保が必要な業務は国債等を活用し平準化を図る。
発注者支援業務		公示	契約手続き		契約											納品										発注者支援業務は2月末までに落札予定者を決定。
通常業務 (平準化対象外)		公示		契約手続き	契約											納品										環境調査など1年間を通し、実施することが必要な業務。 国債などを活用し、発注サイクルの見直しを検討。

◆履行期限平準化の好事例

【好事例③:近畿地整】業務サイクルの見直し

業務サイクルの見直し類型

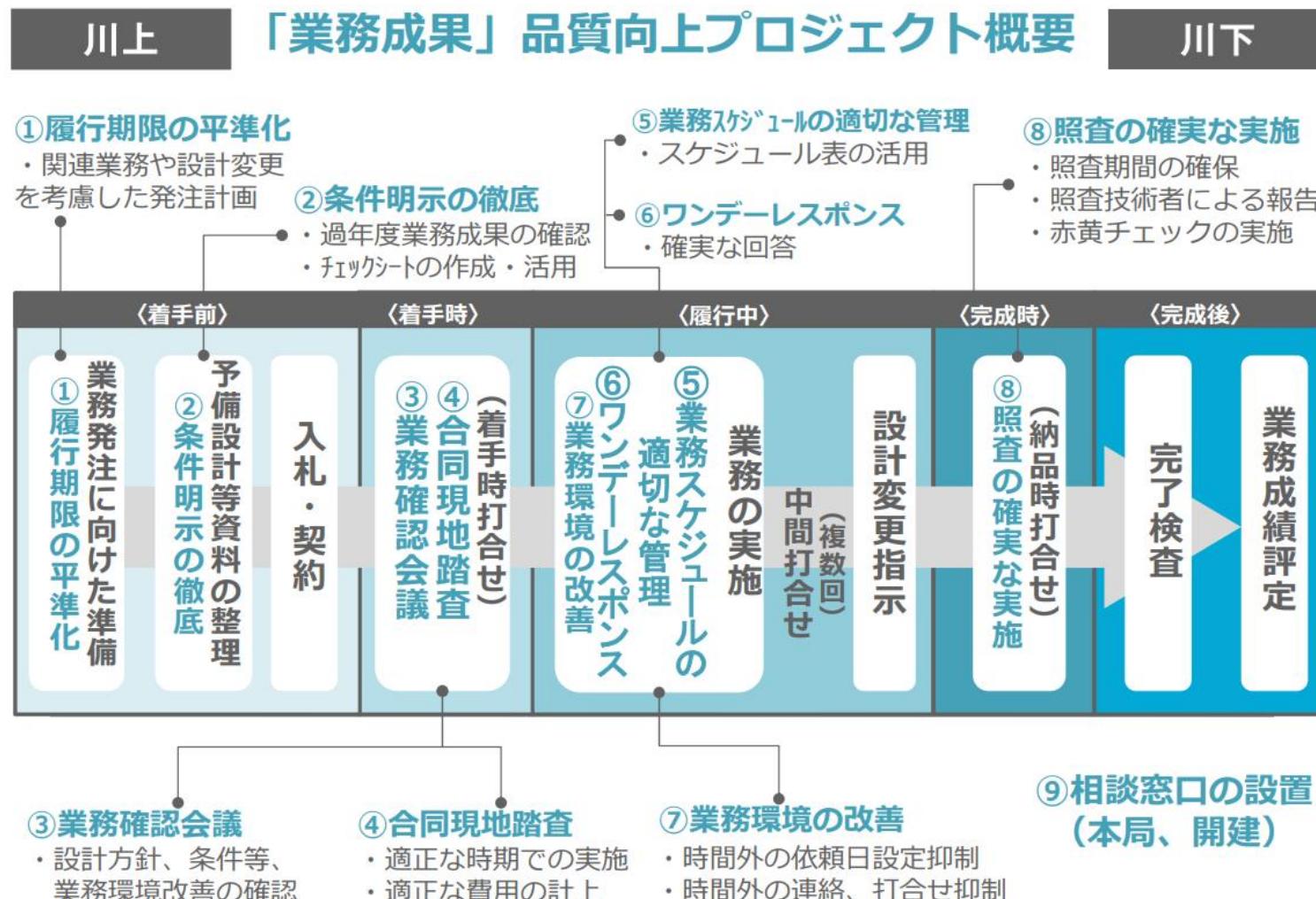
測量・地質・設計等	前年度					当該年度							翌年度					主旨								
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
通常発注							公示	→	契約										→	納品						・第4四半期の工期末は、予算や事業上の事情等によりやむを得ない業務※のみ。 ※例) 道路開通後の効果測定 特定の時期に行う必要がある環境調査
①国債活用								公示	→	契約											→	納品				・工期が1年末満の業務は平準化国債を活用。 ・工期が1年以上の業務は複数年国債を活用。 ・ゼロ国債を活用することで、早期発注の様な工期設定も可能
②早期発注			公示	→	契約																→	納品				・早期発注を行い、12月迄の工期に。
③翌債活用		公示	→	契約				公示	→	契約										→	納品				・何らかの事由で手続き開始が遅れた業務は、翌債を活用。 ・何らかの事由で中止、変更する場合、繰越しも視野に適正工期を確保	
発注者支援業務等※ ※行政事務補助業務含む	前年度					当該年度							翌年度					主旨								
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
早期発注			公示	→	契約																→	納品				・早期発注を行い、業務の継続性を確保
①国債活用 & ロット拡大		公示	→	契約																→	納品				・状況を見極めて、複数年国債の活用と発注ロットの大括り化を行い、第4四半期の受発注手続きを抜本的に削減	

◆履行期限平準化の好事例

【好事例④: 北海道開発局】平準化、品質管理など総合的な取り組み

【実態】北海道開発局では、履行期限の平準化や各種主要施策を組み合わせて、受発注者協働での「品質向上プロジェクト」として取り組みを開始。さらに、継続的なモニタリングにより改善中

【要望】好事例の水平展開を要望します。



◆履行期限平準化の好事例

【好事例⑤】中部地整】年度末納期と技術提案書作成時期の重複解消

【実態】納期が集中する年度末に次年度案件の公示(2月)、提案書提出(3月)が最も多い。

中部地整:技術提案書提出時期の前倒しにより年度末の重複を回避し、負荷軽減が実現

【要望】実施済整備局においては、好事例の継続実施、未実施整備局では水平展開を要望します。

【好事例⑤:中部地整】

2022年12月の公示案件(PPI情報)より

No	発注機関／担当部・事務所 △▽	業務名	入札契約方式 △▽	業務区分 △▽	公告日 △▽
1	国土交通省中部地方整備局／三重河川国道事務所	令和5年度 四日市地区交通結節点検討業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2022/12/23
2	国土交通省中部地方整備局／三重河川国道事務所	令和5年度 津地区交通結節点検討業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2022/12/23
3	国土交通省中部地方整備局／高山国道事務所	令和5年度 飛驒地域道路網調査業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2022/12/21
4	国土交通省中部地方整備局／岐阜国道事務所	令和5年度 岐阜国道開通効果分析業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2022/12/21
5	国土交通省中部地方整備局／岐阜国道事務所	令和5年度 岐阜国道整備効果検討業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2022/12/21
6	国土交通省中部地方整備局／岐阜国道事務所	令和5年度 東海環状施工検討業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2022/12/21
7	国土交通省中部地方整備局／三重河川国道事務所	令和5年度 三重河川国道管内整備効果検討業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2022/12/15
8	国土交通省中部地方整備局／三重河川国道事務所	令和5年度 三重県内交通円滑化検討業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2022/12/15



①	選定通知の日	令和5年1月13日
②	説明書の交付期間	令和4年12月15日から 令和5年1月4日まで
③	参加表明書及び企画提案書の提出期間	令和4年12月16日から 令和5年1月5日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

◆履行期限平準化の自治体好事例

【好事例⑥:群馬県】フレックス工期 【好事例⑦:徳島県】余裕期間制度

【実態】納期の平準化を目的として、群馬県や徳島県では、工期を柔軟に変更できる制度を導入。

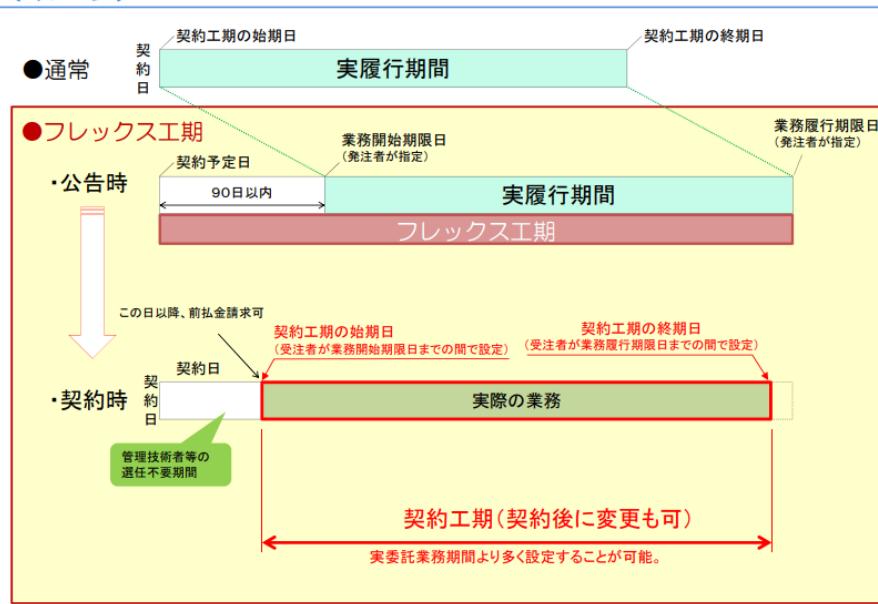
【要望】好事例(フレックス工期・余裕期間制度)の積極的な水平展開を要望します。

【好事例⑥:群馬県】

契約担当者が定めるフレックス工期の期間で、受託者が履行期間を柔軟に設定できる契約方式(除外業務あり)
除外対象業務 (①~④)

- ①供用開始予定等、完成期日が決められている業務
- ②関連する委託業務等の進捗に影響を与える業務
- ③緊急性のある業務
- ④その他の明確な理により発注者が適切でないと認めた業務

(イメージ)



【好事例⑦:徳島県】

委託業務の履行期間として、標準的な履行期間に原則3ヶ月を超えない範囲内(=最大3ヶ月)で余裕日数を加算して設定する制度

余裕期間制度イメージ



【対象業務例】

- 前倒して発注する業務
- 工事発注までに余裕期間のある業務(次年度や補正に向けた設計ストック等)

【余裕期間制度のメリット】

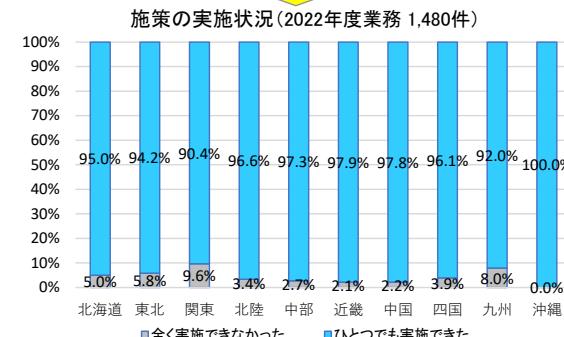
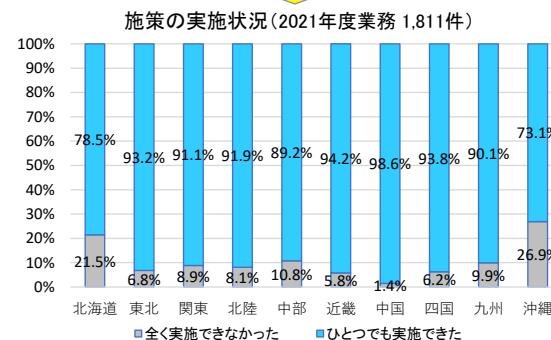
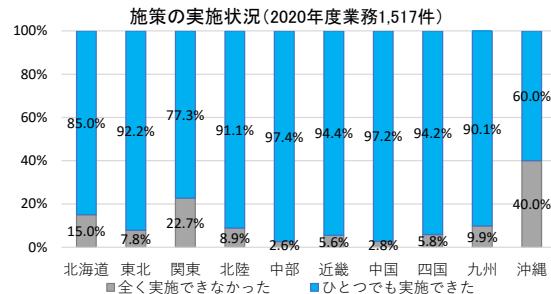
- 発注の前倒し等により、閑散期(4月～6月)に作業が可能となるとともに、資機材(橋梁点検車等)や交通誘導警備員の手配が容易となる。
- 履行期間を延長することで、作業時期の分散が可能となる。

◆ワークライフバランスの改善状況

【実態】全地整でWiークリースタンスは施行されている。残業削減等に対する効果は明確

【要望】Wiークリースタンスの更なる継続的な実施と未実施の理由を踏まえた、より効果的な取組み
(次頁参照)を要望します。

管理技術者からの回答 ⇒ 展開が進んでいるといえる



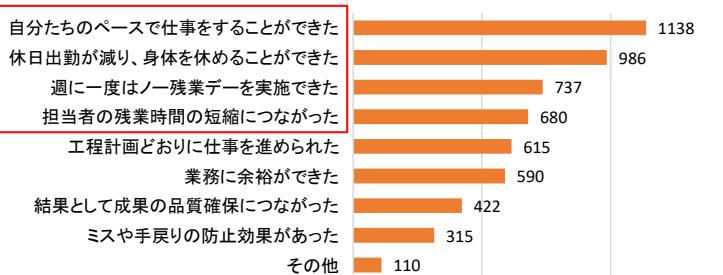
実施できなかった理由



回避策



◆Wiークリースタンス実施への意義



◆ワークライフバランスの取組み状況

【実態:独自の取組み】マンスリーケア制度(北陸地整)、総括調査員の打合せ協議への出席(近畿地整)、閲覧資料の電子化(いくつかの地整)など。(下表参照)

【要望】独自の取り組みや好事例の水平展開を要望します。

発注者名	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
対象業務	全ての業務	全ての業務	すべての業務	全ての測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務	全ての業務 (港湾空港部を除く)	全ての業務	発注者支援業務を含む 全ての業務	全ての業務(発注者支援業務等を含む)	全ての業務	内業を主とする業務
特記仕様書への明記	△ (初回打合せ時に、取組を受 発注者間で確認・調整)	○	△ 仕様書は無し (打合せ記録簿に取り 組み内容を記載)	○ 初回打合せ時に受発注者間で取組 内容を定める	○	○ 初回打合せにおいて受発注 者間で取組内容を定める ※事例はH30.10.16による。	○ 取り組む内容を業務着手 時に協議	○ 初回打合せで受発注者間 において協議し内容決定	○ 受発注者間で全項目(5項目)に 原則取り組む	○ 初回打合せ協議し記録、 完了時に取り組み内容の 実施結果を確認
記録の義務化	—	—	○	○ 業務スケジュール管理表を活用し、 フォローアップ	○ (令和3年度をもって終了)	○ 業務スケジュール管理表等 (打合せ記録簿や週報などの 標準的な様式)を活用	○ ウェークリースタンス実施 報告シート記録	○ ウェークリースタンス推 進チェックシート	○	○ 打合せ記録簿に整理記録
記録の提出の有無	—	○ 受発注者にアンケート調査 を実施し、結果を共有	○	△ ・スケジュール管理表の活用 ・中間打合せでの取組状況フォローアップ、 ・成果品納入時の取り組み状況報告	○ (令和3年度をもって終了)	○ 業務成果として提出	○ 実施報告シート提出 →完成検査時に検査職 員に報告 →技術管理課が状況を 集計し、周知	△ 成果物納入時の打合 せにおいて、実施結果 (効果・改善点等)を受 発注者双方で確認し、 打合せ記録簿に整理	—	△ 成果物納入時の打合 せにおいて、実施結果 (効果・改善点等)を受 発注者双方で確認し、打合 せ記録簿に整理
取組み内容	マンデー・ノーピリオド	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 受発注者間で調整のう え取り組む。—
	ウェンズデー・ホーム	○	○	○	○	—	○	○	—	
	フライデー・ノーリクエスト 15時以降	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ランチタイム、オーバーフ ァイブ・ノーミーティング 昼休み、16時以降	○	○	—	○ (16時以降)	○	—	○ 16時以降	○ 17時以降	
	イブニング・ノーリクエス ト 水曜日・金曜日は15時以降 業務時間外の連絡はす べての曜日で行内こと	○ ノー残業デーが対象	○	—	○ (ノー残業デー対象)	○ ノー残業デーが対象	○ 資料作成依頼を正規の 勤務時間外にしない。	○ ノー残業デーが対象	○	
	作業内容に見合った適 正な作業時間の確保	—	○	○	—	○ (最低中3日間)	○ 資料作成依頼を行う場合 は適切な期間を確保し期 限を設定	○	—	
	WEB会議	○	○	○	○	○	○	○	○	
	閲覧資料の電子化	○(CDROM配布)	○(WEB閲覧)	好事例③	○(WEB閲覧 メール配信)	○(WEB閲覧)	○(WEB閲覧)	○(WEB閲覧)	○(WEB閲覧)	
	独自の取組み		管内のウェークリ ースタンス実施目 標を設定	マンスリーケア制度 発注者から受注者に電話等 によるケア実施	記録提出の停止	総括調査員の出席 上記以外の打合せ では主任調査員が 方向性を示す	好事例④		いきいき現場づくり(ウ ークリースタンスのモ ニタリング)	好事例⑤

好事例① 好事例②

好事例⑤

◆ワークライフバランスの好事例

【実態】

関東地整:管内の地域ごとにWiークリースタンス実施目標を設定して取り組みを展開【好事例①】

北陸地整:マンスリーケア制度として、発注者から受注者の精神衛生ケアの取り組みを展開【好事例②】

【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例①:関東地整】

関東ブロック	全国統一指標				関東ブロック独自指標	
	基準値(R1)	目標値(R6)	Wiークリースタンスの実施			
県域ごとにWiークリースタンスの実施状況をモニタリング、発注者協議会で確認						
関東ブロック	0.31	0.50以上	0.73	1.00	24/56	全機関a
茨城県域	0.44	0.40	0.95	1.00	a	a
栃木県域	0.39	0.40	0.93	1.00	a	a (取組を推進する)
群馬県域	0.40	0.40	未集計	1.00	a	a (ただし災害を除く)
埼玉県域	0.51	0.50	0.98	1.00	a	a
千葉県域	0.51	0.50	0.95	1.00	a	a (受注者へ浸透を図る)
東京都域	0.59	0.50	0.00	1.00	a	a
神奈川県域	0.62	0.50	0.96	1.00	a	a
山梨県域	0.51	0.50	0.02	1.00	a	a
長野県域	0.35	現状維持	1.00	1.00	c	a

【Wiークリースタンスの実施】

a: Wiークリースタンスに関する指針等の一 定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施

b: Wiークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備していないが、取り組みを実施

c: 実施していない

【好事例②: 北陸地整】

発注者が受注者に電話等により、ケア(ヒアリング)を実施(月1回)

- ・Wiークリースタンスやマンスリー・チェックの実施状況
- ・業務での困っていること、阻害要因の有無

(ただし、受注者の不安解消や問題発見が目的であり、業務内容や進捗状況を確認するものではない)

発注者(○○官・担当課長等)

マンスリー・ケア
(毎月1回・10~20分程度)

受注者(管理技術者)



なるべく簡素に相互の負担を少なく!

【メリット】
 ・全ての業務の問題点等を把握できる
 ・現場の声を知ることができる
 ・現場の問題意識が深まる

・Wiークリースタンスやマンスリー・チェックは、適確に実施されていますか？
 ・業務をスケジュール通りに進める上で、支障となっている事はありませんか？
 ・業務上で、悩んでいる事、困っていることはありませんか？
 ・その他、伝えておきたい事、相談したい事はありませんか？.....

【メリット】
 ・発注者との双務性が深まる
 ・現場の声を直接課長に伝えることで安心感が生まれる
 ・毎月の会話により相談し易い雰囲気が生まれる

I. 担い手確保・育成のための環境整備(1)②の詳述

JCCA

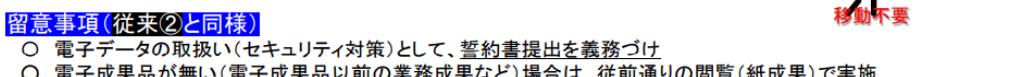
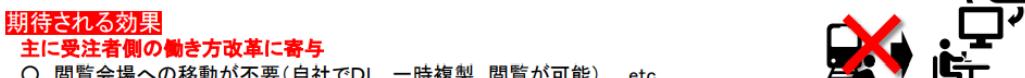
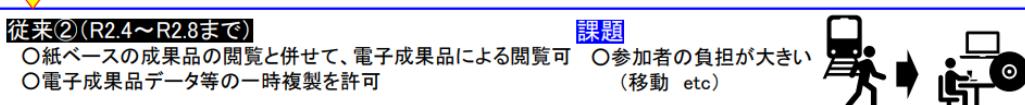
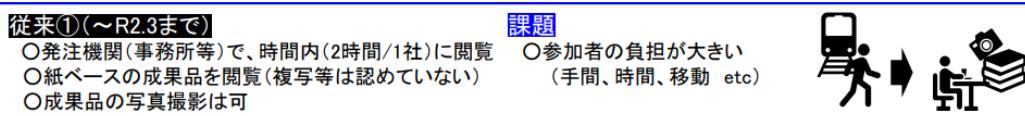
◆ワークライフバランスの好事例(閲覧資料の電子化)

【実態】関東地整、中部地整、近畿地整、中国地整、四国地整、九州地整では、クラウドを活用して技術提案書の閲覧資料の提供を実施している。

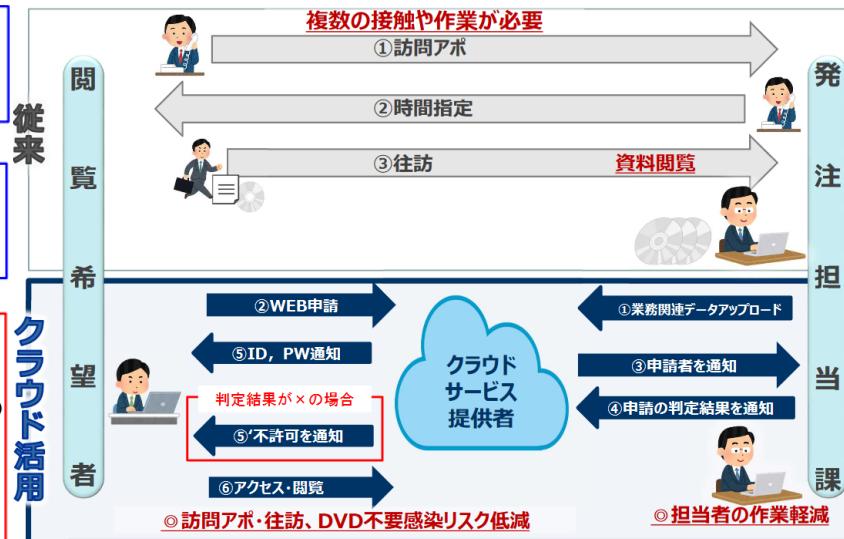
【要望】好事例の水平展開を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
閲覧資料の電子化		○ CDROM配布	○ WEB閲覧		○ WEB閲覧	○ WEB閲覧	○ WEB閲覧	○ WEB閲覧	○ WEB閲覧	

【好事例③：関東地整】



【好事例④：近畿地整】



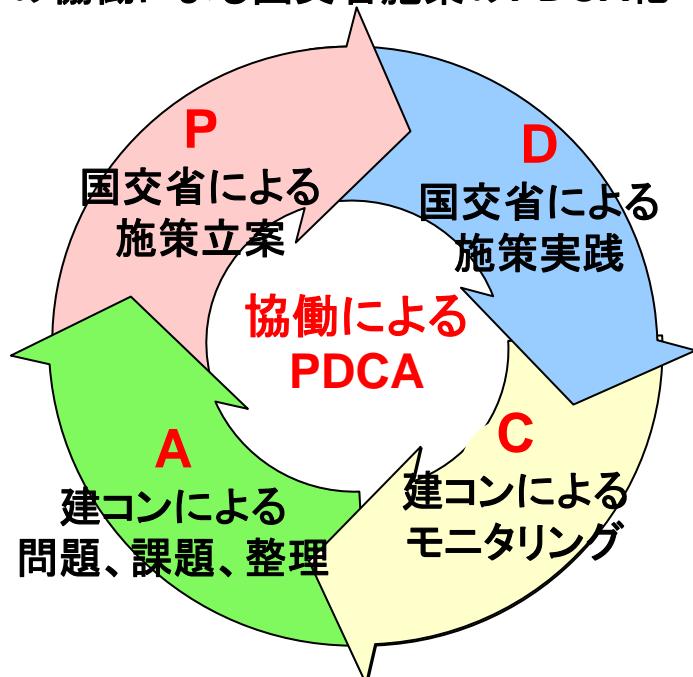
◆ワークライフバランスの好事例(協働での施策のPDCAの好循環化)

【実態】九州地整では、国交省施策の浸透への取り組みを展開(いきいき現場づくり【業務版】の浸透)

【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例⑤】：九州地整

国交省九州地方整備局と建コン九州支部との協働による国交省施策のPDCA化



■建コンによるモニタリング内容

- ・履行期限の平準化
- ・労働環境の改善
- ・担い手育成型施行業務
- ・プロポ・総合評価の新たな取り組み 等

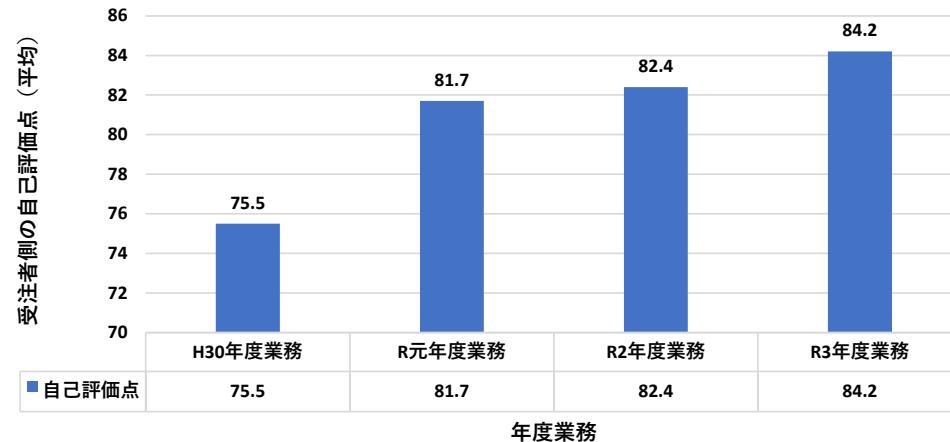
■概要

国交省九州地方整備局の立案・実践する施策を建コン協会でモニタリングし、問題、課題を提起することで施策の継続的改善・浸透を協働で進めている。

■施策の効果(例)

□ ウィークリースタンス(いきいき現場づくり【業務版】)が年々、浸透している。

ウィークリースタンス(いきいき現場づくり【業務版】)の浸透状況



(2) 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善

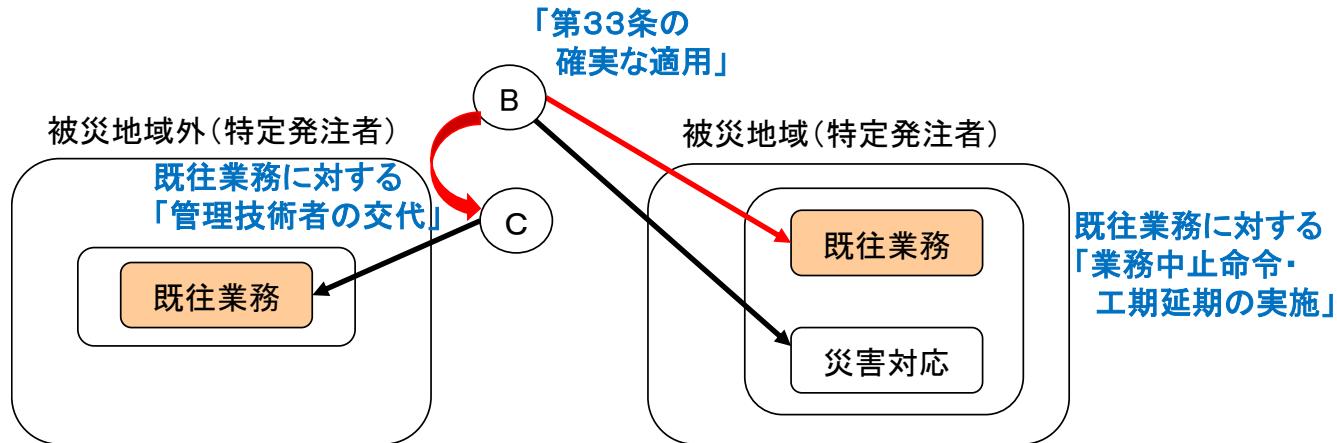
①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応（費用面を含む）と改正労働基準法遵守との両立

- ・災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果的な対応※
※業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和
- ・災害対応業務への従事職員に対して労働基準法第33条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ
- ・広域（複数の発注者）にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実※及び地方自治体に対する国の支援
※例：国による災害指定に関する対応、災害対応の要請の一元化、早期の支援体制構築のための被害情報収集を目的とした協会からの自主的なリエゾン派遣の検討、官民合同の災害訓練開催、ICT技術の活用など
- ・緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開

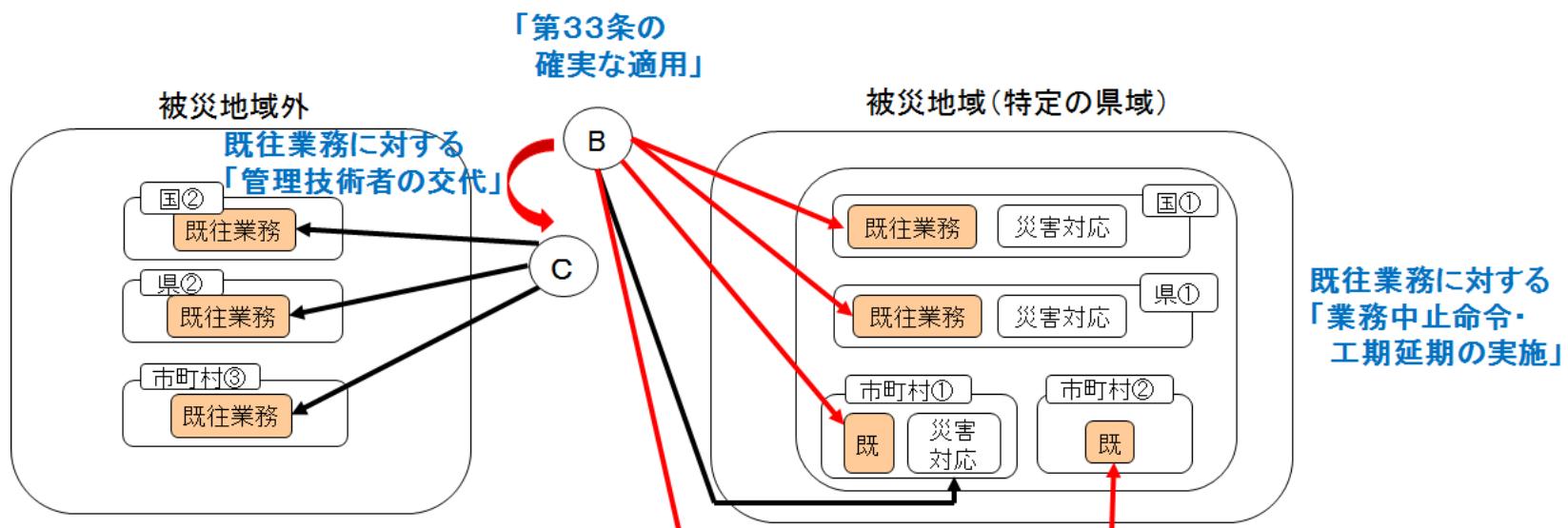
②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

- ・災害申請作業の合理化・適切化※
※大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの先進事例の水平展開
※小規模災害においても大規模災害時と同様のルール適用
- ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算※
※精算例：遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算のルール化など

◆特定の発注者(国あるいは県等)における災害対応に関する要望と提案事項



◆複数の発注者(国+県+市町村)における災害対応に関する要望と提案事項



【要望】迅速かつ適切な災害対応とするため、支援体制・仕組みの整備・充実を要望します。

1. 大規模災害時の最適化を目指した災害対応・協定
2. 迅速な災害対応支援のための連携強化
3. ICT技術の活用

◆災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実

1. 大規模災害時の最適化を目指した災害対応・協定の在り方提案

①大規模災害指定に関する対応

●大規模災害時に迅速な支援体制を構築するため、支援すべき大規模災害に指定する災害規模の設定

②大規模災害時の情報発信及び支援要請の一元化

●上記で設定された大規模災害発災時には、国が主体となって災害情報を集約し、災害支援要請を一元化する仕組みづくりならびに災害協定の策定

2. 迅速な災害対応支援に向けての連携強化の提案

災害連携強化に向け、統括防災官と各支部における協議会を立ち上げ、具体的な連携策を協議していきたい。

【協議会のテーマ例】

①支援体制構築、現地作業着手の迅速化を図るため、発災直後の情報収集及び共有を目的とした、地整等災害対策本部への自主的リエゾン活動(近畿地整にて実績あり)

②スムースな官民連携の実現に向け、官民合同の災害訓練への参加

③発災時の混乱を避けるため、災害支援要請時の情報伝達の流れが明確かつ簡潔に示されたフロー図作成(四国地整・九州地整にて実績あり)

3. ICT技術活用の提案

被災情報の早期入手や迅速な災害復旧に寄与するICT技術を活用する災害対応システム構築を推進していただきたい。

●参考例：現在、各事業(道路、河川等)で取得しているLPデータを統括管理(結合)しデータベース化することで、発災時の現地確認の迅速化と、対策検討の早期着手を図る

【実態】大規模災害時においては、業務の一時中止等の適切な対応を要請いただいている。

【要望】大規模災害時の業務の一時中止措置などの要請継続と自治体の適切な運用を要望します。

【好実例：平成30年7月豪雨時及び令和2年7月豪雨時の要請】

国土建第123号
平成30年7月12日

国不建第12号
令和2年7月7日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

平成30年7月豪雨に伴う応急復旧工事等の
優先的かつ円滑な実施等について（要請）

令和2年7月豪雨に伴う応急復旧工事等の
優先的かつ円滑な実施等について（要請）

平成30年7月豪雨に伴い工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、次のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせてお願いします。

各都道府県におかれましては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1. 工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまで、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれましては、同約款第20条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

令和2年7月豪雨に伴い工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、次のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせてお願いします。

各都道府県におかれましては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1. 工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまで、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれましては、同約款第20条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

【実態】北海道において、災害時の査定効率化が実現している。

【要望1】災害時の査定効率化先進事例の水平展開を要望します。

【要望2】小規模災害においても大規模災害時と同様のルール適用を要望します。

◆災害時の査定効率化先進事例【好事例】北海道

①「通常災害時」における査定の簡素化

(道路災害での総合単価を用いた簡易な資料による査定申請)

②「大規模災害時」設計図書の簡素化

(設計図書の簡素化、対象区域に該当しない場合における簡素化措置適用)

その先の、道へ。北海道 Hokkaido. Expanding Horizons.

●既存の簡素化のルール → 実際の作業量に直結する内容となっているので理解が必要。

【通常時】 (R2災害手帳P160～)

河川災害では一般的に総合単価を用いて査定を受けることが多いが、道路災害では、工事発注と同様な設計図書を作成する場合が多い。道路災においても総合単価を用い、簡単な資料により効率的な査定を受けること可能である。

総合単価を用いた査定の簡素化

■総合単価による査定設計(積算方法)

使用頻度の高い工種について、直接工事費を算出した単位当たり(m、m²)の総合単価を使用し、積算作業の軽減を図るもの。ただし、実施時と金額の乖離が大きいことが想定される場合は使用しない。総合単価がない工種については、積上積算との併用が可能。

- ・図面: 平面図、標準断面図及び展開図で申請
- ・数量計算書: ケースによるが標準断面 × 延長で算出可能
- ・設計書: 総合単価の積上、または通常積算との併用

【大規模時】 (R2災害手帳P247～)

政府の激甚災害指定を受けた大規模災害では、被災地域の復興を促進させる目的で、災害査定をより効率化することができる。

総合単価を用いた通常の災害よりさらに簡素化

■大規模査定時の適用

一定の基準を超える大規模災害時には設計図書・積算の効率化が認められる。一定の基準とは、被災箇所数が過去五箇年の平均箇所数を超える、激甚災害に指定された場合や、新型コロナウィルス感染症の感染状況等によりやむを得ない事由等と認められた場合等。

- ・平面図: 既存台帳や国土地理院地図・航空写真等で可
- ・断面図: 代表断面図で申請
- ・写真: 起終点及び全景写真(航空写真等)で申請

●簡素化の推進方策

【効率化方策】 既存の簡素化ルールの活用促進

上述した既存の簡素化ルールを活用し、詳細な設計積算をするのではなく、標準断面等を用いて設計積算を実施することで、災害査定申請の効率化を図る。

- ・総合単価の活用
- ・詳細設計の簡素化(図面の削減、数量算出の簡略化)

【推進方策】 実務者への周知拡大

発注者・受注者双方に向け、災害査定の簡素化ルールや軽微な変更及び設計変更(大臣変更)の理解を深めるため、様々な機会を活用し周知徹底を図る。

- ・会議、講習会、研修会の活用
- ・関係コンサル団体への周知拡大

【実態】「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」を策定し、支援制度や参考となる取り組み、地域の先進事例を紹介(協会が要望する制度あり)

【要望】「ガイドライン」に沿った災害対応マネジメントの水平展開を要望します。

【概要】

- ・災害発生時には、復旧・復興のため、地方自治体自らが災害復旧事業に主体的に取り組むことが必要であるが、小規模な市町村においては、急増する業務に迅速かつ円滑に対応することが困難。
- ・迅速・円滑に災害復旧事業が遂行できるように、支援体制や参考となる取り組み、地域の先進事例をとりまとめて、紹介したもの。

市町村における
災害復旧事業の円滑な
実施のためのガイドライン



第1稿 令和4年5月

令和4年5月11日
水管理・国土保全局 防災課

災害復旧事業の体制・経験・ノウハウが不足する市町村の
災害対応力の底上げを支援します
～ガイドラインの策定と説明会の開催～

【紹介内容】

- ①応急対策職員派遣制度
- ②都道府県による技術職員派遣
- ③TEC-FORCE
- ④災害時に活用可能な国の保有資機材
- ⑤災害査定官による災害緊急調査
- ⑥災害復旧技術専門家派遣制度
- ⑦地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み
- ⑧建設技術センター等による発注者支援
- ⑨災害復旧事業の代行制度
- ⑩大規模災害時の既発注工事・業務への対応
- ⑪災害時の緊急度に応じた契約方式の選定
- ⑫災害復旧工事の施工体制の確保
- ⑬建設業・建設関連団体との連携
- ⑭【好事例1】災害復旧事業へのICTの活用
- ⑮【好事例2】事業実施体制確保のための民間人材の活用
- ⑯【好事例3】市町村による相互支援組織の設立

着色下線:建設コンサルタンツ協会の災害対応マネジメント
支援可能な制度

(3) 企業経営の安定と処遇改善・新たな事業推進形態に向けての環境整備

- ①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保
 - ・老朽化や激化する自然災害による甚大な被害に鑑み、計画的な整備継続と公共投資拡大
- ②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上
 - ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定
 - ・技術基準の改定※1に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的改善※2
- ※1 技術基準：道路橋示方書改定（2017）、道路橋定期点検要領改定（2019）など
- ※2 継続的改善例：公開用成果作成費の「その他経費の計上」の採用など
- ③生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大※1、制度改善※2
 - ※1：監理業務（PM・CM）の平常時での事業拡大
 - ※2：例：建設コンサルタントが担う事業促進PPPにおける費用の適正化（技術区分の適正化、柔軟な設計変更）、官民の役割分担の明確化、請負契約から準委任契約等への改善
- ④「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更
 - ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更※
 - ※設計変更例：打合せ協議書、指示書、特記仕様書などの内容の明確化による作業量に応じた費用の支払い、条件設定遅れに応じた履行期限の延期など
 - ・設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率の適正化（当初落札率の適用外）

【要望】「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」のようなインフラ整備の中長期事業計画の策定とそれに伴うインフラ投資の維持・拡大を要望します。

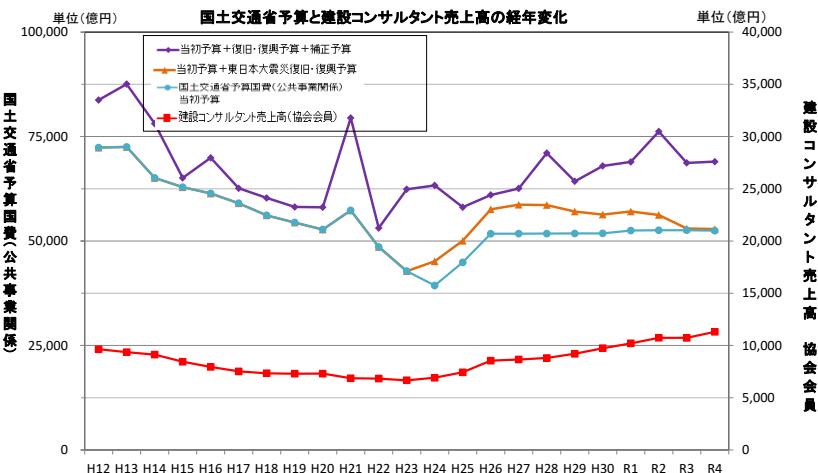
◆インフラ整備の中長期事業計画の策定

- ・気候変動の影響により災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模地震の発生も切迫していることから、R02.12月に「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。
- ・国土に関する課題(少子高齢化対応、国際競争力強化など)を合理的に解決するインフラ整備を、計画的かつ着実に進めるための中長期事業計画の策定とそれに伴うインフラ投資の維持・拡大を提案。

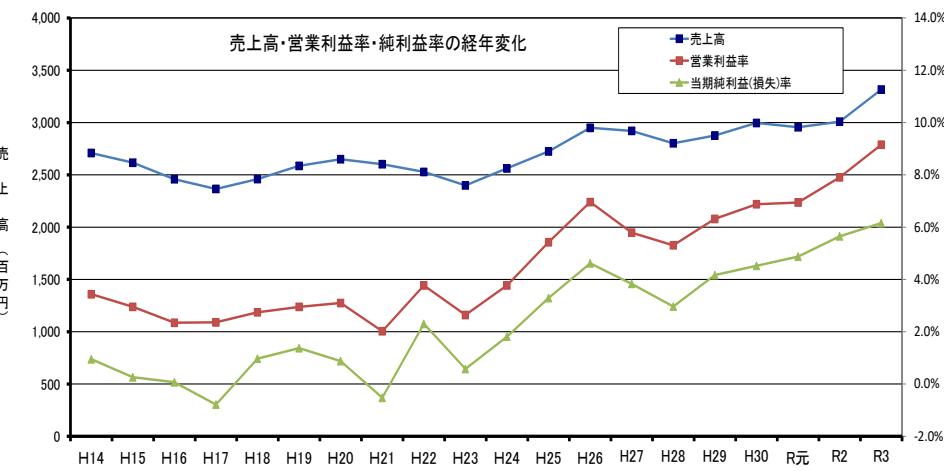
◆国交省予算と建設コンサルタント売上高・利益率の経年変化

- ・売上高の増加については、相次ぐ自然災害の発生や国土強靭化に向けた業務量の増加によるものであり、営業利益の増加については、売上高の増加に伴い固定費比率が低減されたことが主な要因。
- ・建設コンサルタント全体の売上高は、H9の水準(10,332億円)程度に戻ったものの、1社あたりの営業利益率は9.2%とまだ低い状況であり、今後、さらに働き方改革や生産性向上を強く推進していくには、人材やITへの投資が必要であり、その原資としては十分な状況ではない。このためには、安定的な業務量の確保と利益創出(付加価値)が重要。

＜国土交省予算(当初・復興・補正)と建設コンサルタント売上高の経年変化(～R4)＞



＜売上高・営業利益率・純利益率(1社あたり平均)の経年変化＞



出典:JCCA財務委員会資料

【実態①】技術者単価は継続的に引き上げられている。

【実態②】歩掛実態と乖離の大きかった工種において、歩掛・積算体系の改善が実現

【要望】技術者単価の継続的な引上げと歩掛実態調査工種の増加、実態に基づき作業内容が明確になるように、適切な歩掛設定を要望します。

◆実態①:技術者単価の継続的な引き上げ

- ・技術者単価の改善は令和5年度では職種平均5.4%、設計業務平均7.1%（対R4年度比）引き上げられた。

◆実態②:歩掛・積算体系の改善

歩掛・積算体系の改善においては、橋梁予備設計（右例参照）、橋梁詳細設計において実現した。
(R2年度歩掛改定要望)

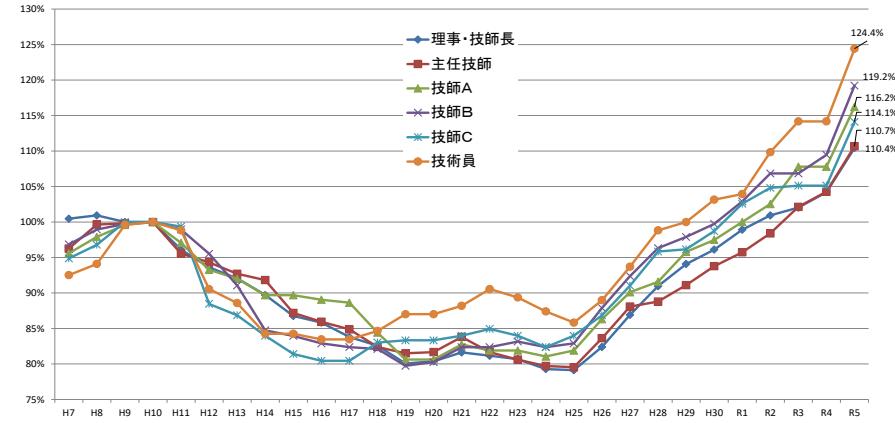
今後、歩掛実態調査工種の増加と実態に基づく適切な歩掛設定を要望します。

【改善要望が高い歩掛】

- ①道路予備設計
(設計延長1km未満の場合の補正)
- ②橋梁予備設計・橋梁詳細設計における関係機関との協議資料作成
(1業務から1機関当りへの変更)

また、作業内容が明確になるように、注釈をつける等による適切な歩掛設定を要望します。

設計業務委託等技術者単価（設計業務）の推移
(H10年度との比較)



出典：国土交通省HP（閲覧公表値）より作成

橋梁予備設計の歩掛改善例

(R2年度:H29道路橋示方書改定に基づく人工増加を要望)

改 正							現 行																																																																																																																																																		
第1章 土木設計業務等積算基準							第1章 土木設計業務等積算基準																																																																																																																																																		
第8節 橋梁設計							第8節 橋梁設計																																																																																																																																																		
8-1 橋梁予備設計 (3) 標準歩掛							8-1 橋梁予備設計 (3) 標準歩掛																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種種</th> <th rowspan="2">直</th> <th rowspan="2">接</th> <th rowspan="2">人</th> <th rowspan="2">件</th> <th colspan="2">費</th> <th rowspan="2">(1橋当たり)</th> </tr> <tr> <th>主任</th> <th>技師長</th> <th>主任</th> <th>技師</th> <th>技師</th> <th>技師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計計画</td> <td>2.0</td> <td>2.1</td> <td>4.4</td> <td>6.2</td> <td>4.9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計計算</td> <td></td> <td></td> <td>3.4</td> <td>1.6</td> <td>7.6</td> <td>6.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4.8</td> <td>5.2</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>概算工事費算出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.7</td> <td>1.7</td> <td>5.8</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>1.9</td> <td>2.8</td> <td>4.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.6</td> <td>2.2</td> <td>1.6</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.0</td> <td>4.0</td> <td>10.6</td> <td>18.2</td> <td>24.2</td> <td>19.0</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table>							種種	直	接	人	件	費		(1橋当たり)	主任	技師長	主任	技師	技師	技師	設計計画	2.0	2.1	4.4	6.2	4.9			設計計算			3.4	1.6	7.6	6.4		設計図					4.8	5.2	6.1	概算工事費算出				1.7	1.7	5.8	5.3	照査	1.9	2.8	4.2					報告書作成				1.6	2.2	1.6	1.3	合計	2.0	4.0	10.6	18.2	24.2	19.0	12.7	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種種</th> <th rowspan="2">直</th> <th rowspan="2">接</th> <th rowspan="2">人</th> <th rowspan="2">件</th> <th colspan="2">費</th> <th rowspan="2">(1橋当たり)</th> </tr> <tr> <th>主任</th> <th>技師長</th> <th>主任</th> <th>技師</th> <th>技師</th> <th>技師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計計画</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>3.5</td> <td>5.5</td> <td>3.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計計算</td> <td></td> <td></td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>6.0</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4.0</td> <td>4.5</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>概算工事費算出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.5</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> <td>4.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.0</td> <td>3.5</td> <td>8.5</td> <td>16.0</td> <td>18.5</td> <td>15.5</td> <td>11.0</td> </tr> </tbody> </table>							種種	直	接	人	件	費		(1橋当たり)	主任	技師長	主任	技師	技師	技師	設計計画	2.0	2.0	3.5	5.5	3.0			設計計算			3.0	4.0	6.0	5.0		設計図					4.0	4.5	5.0	概算工事費算出					1.5	4.0	5.0	照査	1.5	2.0	4.0					報告書作成				1.0	1.5	1.0	1.0	合計	2.0	3.5	8.5	16.0	18.5	15.5	11.0
種種	直	接	人	件	費							(1橋当たり)																																																																																																																																													
					主任	技師長	主任	技師	技師	技師																																																																																																																																															
設計計画	2.0	2.1	4.4	6.2	4.9																																																																																																																																																				
設計計算			3.4	1.6	7.6	6.4																																																																																																																																																			
設計図					4.8	5.2	6.1																																																																																																																																																		
概算工事費算出				1.7	1.7	5.8	5.3																																																																																																																																																		
照査	1.9	2.8	4.2																																																																																																																																																						
報告書作成				1.6	2.2	1.6	1.3																																																																																																																																																		
合計	2.0	4.0	10.6	18.2	24.2	19.0	12.7																																																																																																																																																		
種種	直	接	人	件	費		(1橋当たり)																																																																																																																																																		
					主任	技師長		主任	技師	技師	技師																																																																																																																																														
設計計画	2.0	2.0	3.5	5.5	3.0																																																																																																																																																				
設計計算			3.0	4.0	6.0	5.0																																																																																																																																																			
設計図					4.0	4.5	5.0																																																																																																																																																		
概算工事費算出					1.5	4.0	5.0																																																																																																																																																		
照査	1.5	2.0	4.0																																																																																																																																																						
報告書作成				1.0	1.5	1.0	1.0																																																																																																																																																		
合計	2.0	3.5	8.5	16.0	18.5	15.5	11.0																																																																																																																																																		
(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。																																																																																																																																																									
(注)電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。																																																																																																																																																									

I. 担い手確保・育成のための環境整備(3)③の詳述

【実態】事業促進PPPの課題のうち、「受注制限の緩和」「常駐・専任緩和」について、事業促進PPP方式の運用ガイドライン改正版(R3.3)に明文化して頂いたが、実際の運用は関東地方整備局を除いて展開されていない。

【要望】全国への水平展開を要望します。

【好事例】事業促進PPP業務制度改善(受注制限の緩和、常駐・専任緩和)

【常駐・専任緩和】

本省ガイドライン	常駐	専任	関東試行案	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし	管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要	必要	主任技術者	必要 (いずれかで最低1名)	必要なし
技術員	必要	必要	担当技術者	必要なし	

専任：必要なし(手持ち業務量を2億5件以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可)
常駐：主任・担当技術者のうち、最低1名は必須(常駐者の途中交代可)
※発注者の判断で常駐・専任を求める事は可
※常駐・専任を緩和する場合は、管理技術者出席の事業調整会議の定期開催を必須とする

■実運用の事例(関東地方整備局)

- 令和3年3月ガイドラインにおいて、受注インセンティブの向上のため、業務の受注制限、常駐・専任要件緩和
- 業務の受注制限、常駐・専任要件緩和により、事業促進PPPの入札不調は改善傾向
 - ・関東地方整備局において、全国に先立ちR1年度に常駐専任・受注制限緩和を実施。
 - ・入札不調は、(緩和前)約6割→(緩和後)約4割に改善

【業務の受注制限の緩和】

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保

【対象】事業促進PPP業務(事業監理業務)

【概要】発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒受注制限の対象を「発注者支援業務等」から「調査設計資料作成業務」に緩和

■事業促進PPPの運用ガイドラインの改正状況

事業促進PPPの運用ガイドラインは、R3.3に改正され、「受注制限の緩和」が明文化された。



4.2.2受注インセンティブの向上

事業促進PPPの受注インセンティブ向上のため、工区内の業務については、公平中立性へ配慮が特に必要とされる業務を除き、受注制限を緩和できる。

受注制限緩和の経緯

従前(～R1.12)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は可 設計業務等は不可

緩和①(R1.12～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は不可 設計業務等は不可

■透明性を確保し、他の参加者との公平性を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

現在緩和②(R3.1～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：調査設計資料作成業務(行政事務補助)は不可
設計業務等、その他の発注者支援業務等は可

さらなる緩和対象(受注制限対象の精査)の考え方

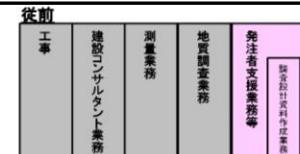
- 発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかるいないこと
- 業務内容・業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」より

2.2公平中立性
事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、公平中立性に留意することが必要である。

4.2課題・留意事項

事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。



【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」より

○発注者支援業務等とは
○発注者支援業務
○公物管理補助業務
○用地補償総合技術業務
○行政事務補助業務
※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる
○工事監督支援業務に準じる業務

◆設計変更ガイドラインの補足資料の運用状況

【実態】設計変更ガイドラインの補足資料を作成して、確実・適切な設計変更に努めています。

【要望】全地整において、設計変更ガイドラインの補足資料を作成していただき、適切・確実な設計変更を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
ガイドラインの補足資料	○		○	○		○		○	○①	

【好実例①: 九州地方整備局 事例集: 令和4年3月】

赤文字: R4より

土木設計業務等変更ガイドライン【事例集（九州事例）】

土木設計業務等変更ガイドライン 事例集一覧 <設計変更となった事例>

事例番号	種別	種 別	概 要	ページ
1	計画	道路網・路線計画、道路交通調査（数量変更、工期変更）	WEB意向調査での工夫の提案による検討内容の変更及び履行期間の延長	P 1
2	計画	道路交通調査・道路整備効果（数量変更、工期変更）	災害に伴う検討内容の変更及び履行期間の延長	P 2
3	計画	事故対策業務における漸進緩和効果の分析（数量変更）	追加提案による検討内容の変更	P 3
4	計画	ダム維持管理検討業務（数量変更、工期変更）	現地状況把握による検討内容の追加及び履行期間の延長	P 4
5	設計	道路詳細設計（数量変更、工期変更）	基礎対策提案による追加変更及び履行期間の延長	P 5
6	設計	橋梁詳細設計（数量変更、工期変更）	設計条件変更に伴う検討内容の変更及び履行期間の延長	P 6
7	設計	橋梁詳細設計（設計変更、工期変更）	橋梁詳細設計での構梁予備検討の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 7
8	設計	橋梁詳細設計（数量変更、工期変更）	土質試験の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 8
9	設計	橋梁補修詳細設計（数量変更、工期変更）	現地調査の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 9
10	設計	試掘作業、推進工法設計（数量変更、工期変更）	試掘調査の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 10
11	設計	電気通信設備設計（数量変更）	現状不一致に伴う調査の追加	P 11
12	設計	災害復旧設計（工期変更）	緊急災害復旧設計での履行期間の延長	P 12
13	設計	災害復旧設計（数量変更、工期変更）	緊急災害復旧設計での現地条件に整合する検討内容の変更及び履行期間の延長	P 13
14	設計	排水機場設計（設計変更、工期変更）	最新基準等に準拠させるための追加変更及び履行期間の延長	P 14
15	設計	河道計画検討（数量変更、工期変更）	受注者提案による検討内容の追加変更及び履行期間の延長	P 15
16	設計	水理模型実験（数量変更、工期変更）	模型実験の追加検討による追加変更及び履行期間の延長	P 16
17	設計	洪水予測モデル・システム構築（数量変更、工期変更）	仕様書の変更に伴う追加変更及び履行期間の延長	P 17
18	設計	河道計画検討及び築堤岸詳細設計（数量変更、工期変更）	現状不一致に伴う追加変更及び履行期間の延長	P 18
19	設計	生物調査（数量変更、工期変更）	学識者意見を踏まえた追加変更及び履行期間の延長	P 19

【九州支部内におけるアンケート結果】

- ・86%の会員から有効であるとの回答
- ・会員の中には、見たことがないとの回答もあり、受注者側の意識改革が必要
- ・事例の追加・充実が必要

(4) 人材の確保・育成

①若手・女性・シニア※など多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続

※若手：技術者表彰制度の導入とその有効活用など

女性：担い手（女性） 育成支援：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など

シニア：照査技術者を継続できる評価制度：管理技術者実績ではなく照査技術者実績を評価・考慮など

I. 担い手確保・育成のための環境整備(4)①の詳述

JCCA

【実態】若手・女性・シニアなどの担い手確保・育成の好事例が実現している。

【要望】好事例の水平展開を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
表彰制度				○①			○		○,☆④	
担い手(若手)育成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
担い手(女性)育成	○	○		○				○②	○	
シニア人材活用		○③	○		資格	資格	○	○		○

【好事例①】北陸地整】若手表彰制度

【目的】

建設業の担い手の確保・育成のため、表彰により、若手技術者のモチベーションアップを期待するとともに、表彰を通じて、技術者の技術力の向上をサポートするため、北陸地方整備局所管の工事施工や業務成果において、秀でた若手技術者を表彰しています。

【表彰者】

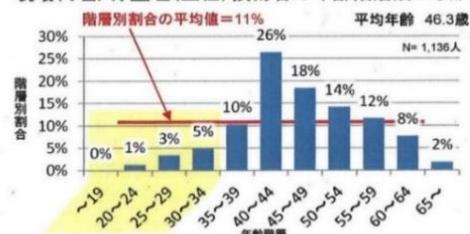
令和元年度は、平成30年度に完成した工事の現場代理人、監理(主任)技術者から35歳以下の5名を選定。令和元年2月12日に表彰式典を開催しました。

なお、今回は、業務関係の管理(主任)技術者等で40才以下の方を対象に検討しましたが、該当者はありませんでした。

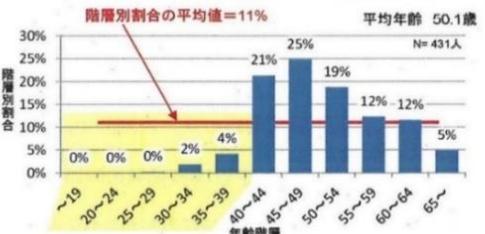


参考:令和元年度に受賞した若手技術者5名の年齢
30~35歳、平均32.6歳

■ 平成30年度完成工事における 現場代理人、監理(主任)技術者の年齢階層別の状況



■ 平成30年度完成業務における 管理(主任)技術者の年齢階層別の状況



○北陸・若手技術者賞の受賞は、1技術者、1回限り（また、過去も含め、優良工事（業務）技術者表彰を受賞されている方は対象外）

○選定は、工事関係（現場代理人、監理（主任）技術者）10名程度、業務関係（管理（主任）技術者、主任担当者）5名程度を目安に、年齢、成績等を総合的に考慮して決定

○:整備局 ☆:自治体(R4より)
資格:資格のみを評価し、シニアが参加しやすくなっている

【実態】若手・女性・シニアなどの担い手確保・育成の好事例が実現している。

【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例②】四国地整】女性技術者活用

①-2 配置予定技術者の年齢及び女性技術者配置の試行【若手支援タイプⅡ】 【継続】

【対象】総合評価落札方式(簡易型)(土木コン、測量、地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 若手技術者の登用促進・育成を目的として配置予定管理(主任)技術者の年齢による加点を実施する。
- さらに、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、従業継続を実現することを目的としつつ、技術力のある女性技術者の登用を目的に拡充するもの。
- 配置予定管理(主任)技術者において、若手技術者に加え女性技術者(年齢は問わない)の配置による加点評価を実施。
- 次式により加点評価を行う。 加点 = 6点 - (年齢 - 37) × 0.5点
※37歳以下の者は加点を6点とし、49歳以上の者は0点とする。
※加点は少数点以下を切り上げ整数とする。 ※例: 44歳の場合 加点2.5点 → 3点
※女性技術者(年齢は問わない)を配置する場合は加点6点とする。

●参加表明時点

評価項目	評価する目点	総合評価 簡易【1:1】 (従来)	若手タイプⅡ (試行)
参加表明者の経験及び能力 【企業】	資格・実績等	登録部門 同種・類似 実績	5 10 30
	成績・表彰	成績 表彰	30 5
	資格・実績等	技術者 資格 同種・類似	10 5
	成績・表彰	成績 若手・女性 表彰	30 6 5
計		100	106

●技術提案時点

評価内容	評価する目点	総合評価 簡易【1:1】 (従来)	若手タイプⅡ (試行)
配置予定管理技術者の経験及び能力 【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格 同種・類似 実績	10 5 2
	成績・表彰	成績 若手・女性 表彰	28 6 5
	資格・実績等	CPD 成績	2 28
	成績・表彰	業務理解度 実施手順 その他	20 20 10
実施方針		100	106

◆近年の取り組み

- ・平成30年度(試行開始)
実施件数15業務(全参加者 45者 活用者35者 うち受注者13者)
- ・令和元年度
実施件数27業務(全参加者100者 活用者60者 うち受注者20者)
- ・令和2年度
実施件数17業務(全参加者 54者 活用者32者 うち受注者14者)
- ・令和3年度
 - ◆男性技術者
実施件数17業務(全参加者 66者 活用者34者 うち受注者10者)
 - ◆女性技術者(令和3年度より試行開始)
実施件数17業務(全参加者 66者 活用者 6者 うち受注者 3者)
- ・令和4年度(12月末時点契約済み業務)
 - ◆男性技術者
実施件数27業務(全参加者 94者 活用者48者 うち受注者16者)
 - ◆女性技術者
実施件数27業務(全参加者 94者 活用者15者 うち受注者 6者)
- ・令和5年度も継続

【実態】若手・女性・シニアなどの担い手確保・育成の好事例が実現している。

【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例③: 東北地整】シニア技術者活用

～シニア技術者の活躍に向けて～

- ▶ 適正な品質を確保する上で照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。
- ▶ 建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中で、50歳後半以降の技術者(シニア技術者)の豊かな知識・経験を生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直し。

照査技術者の配置要件

現行

管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験と成績が必要
(過去5年内の同種・類似業務)

問題・課題

年齢から足腰が弱くなったり、定期的な通院や親の介護などで現場に出られない技術者は、もう業務には携われない。そうなると会社に自分の居場所が無くなってしまう。



シニア技術者

見直し

管理技術者、もしくは担当技術者としての実務経験および業務成績が必要
(過去5年内の同種・類似業務)。

もしくは ←新たに追加

- ① 過去5年の同種・類似業務の照査技術者としての実務経験
- ② 上記の経験業務の実績は70点以上であること

やる気が出てきたぞ!!



【実態】北九州市における若手・女性技術者表彰制度の創設

【要望】好事例の全国への水平展開を要望します。

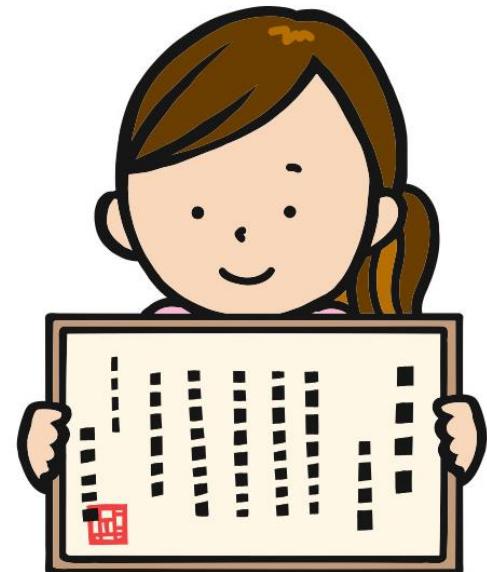
【好事例④】北九州市】若手・女性技術者表彰制度

【概要】

建設業の担い手の確保・育成に向けた取り組みの一環として設計業務委託の若手・女性技術者表彰制度

【対象】

市発注の契約金額500万円を超える土木・建築・設備の設計業務を受注したコンサルタントに所属する満40歳以下の若手技術者、女性技術者のうち、業務の成績75点以上、当該業務を中心的に執行した管理・担当技術者を対象



【期する効果】

若手・女性技術者の技術力の向上

若手・女性技術者のモチベーションアップ

業界の担い手の確保・育成

(1) (国) プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善

① 「業務内容に応じた適切な発注方式の選定（斜め象限図）」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用

- ・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加※

※追加方法例：斜め象限図を補完するチェックリスト等適切なツールによるプロポーザル方式の採用拡大など

- ・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加

② 計画系プロポーザル業務の業務規模の改善

③ 総合評価落札方式における落札率の改善

④ 改正された業務成績評定の適切な運用※と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰（表彰内容・表彰率）の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等

※業務成績評定の運用改善例：評定点の地整間補正、年度跨ぎ業務の適正な評価など

⑤ 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用

- ・令和4年度、および令和5年度の試行結果を踏まえた適切な対応
- ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入

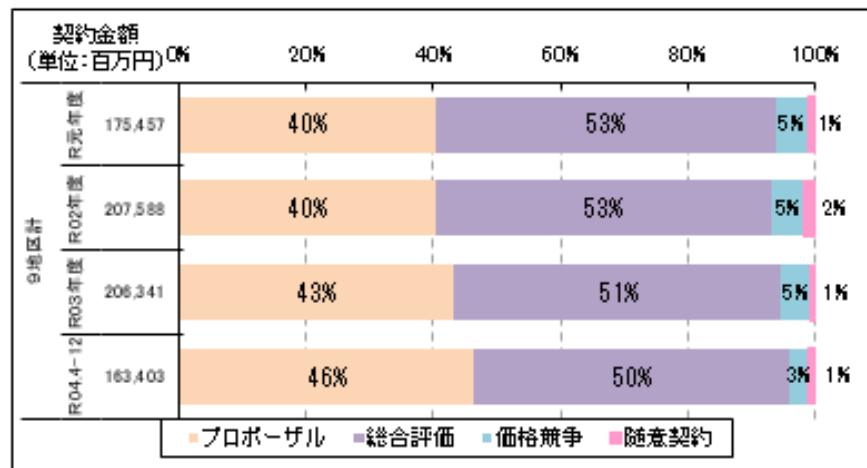
【実態】プロポーザル方式の発注は前年より微増、総合評価落札方式での発注は微減

【要望】技術力が競えるように、価格競争入札のプロポーザル方式や総合評価落札方式への移行など業務内容に応じた適正な発注方式の選定を要望します。

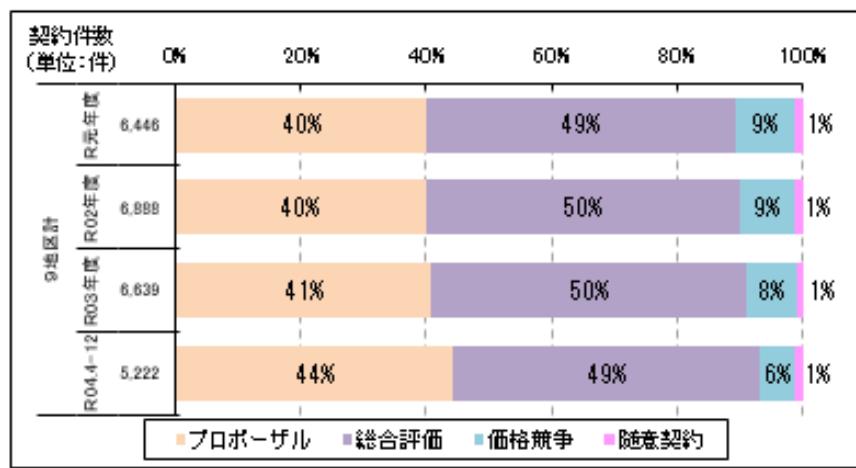
◆発注方式別の発注状況(契約金額構成比率・契約件数構成比率)の推移

- ・プロポーザル方式での発注は、令和元年年度から令和4年度(4月～12月)にかけて若干の増加傾向になっている。
- ・一方、総合評価落札方式での発注は、令和元年年度から令和4年度(4月～12月)にかけて微減となっている。

国土交通省における発注方式の構成比率（契約金額）の推移
(R元年度～令和4年度4月～12月)

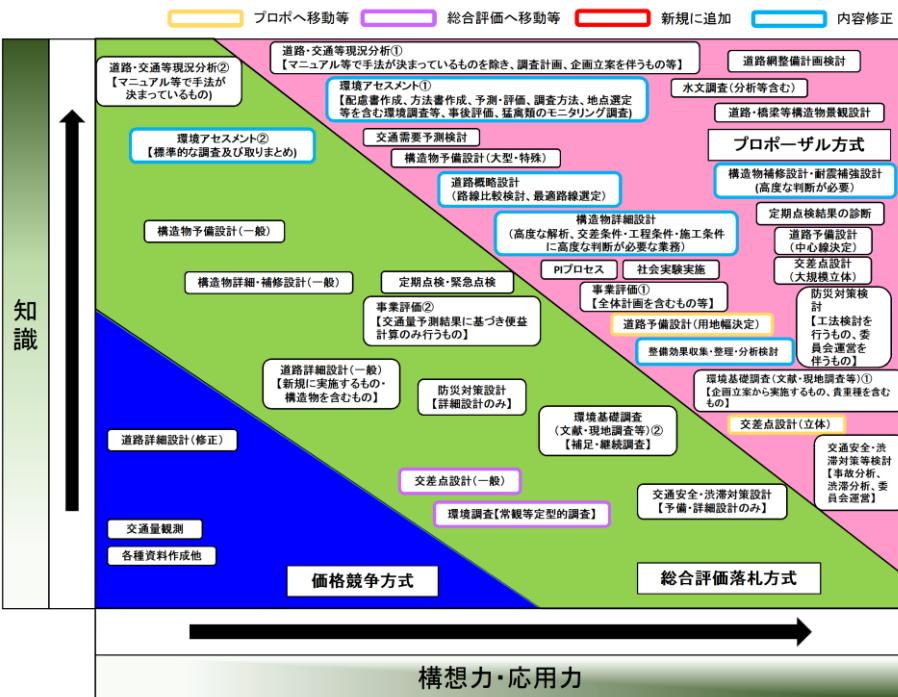


国土交通省における発注方式の構成比率（契約件数）の推移
(R元年度～令和4年度4月～12月)

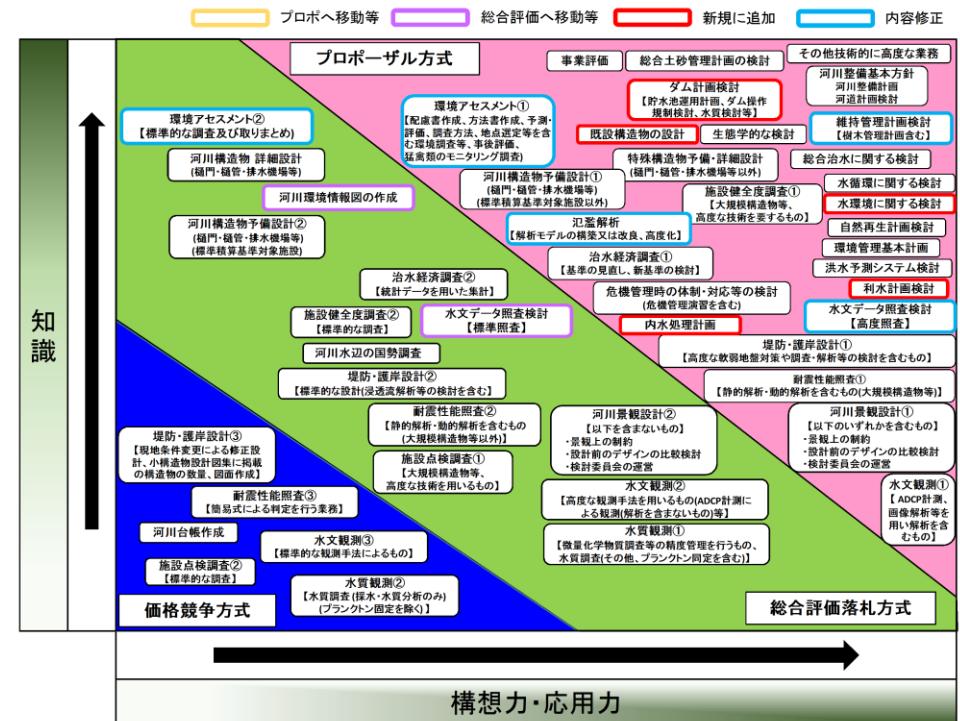


◆業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)

【斜め象限図(道路事業)の見直し検討案】



【斜め象限図(河川事業)の見直し検討案】



◆今後のプロポーザル拡大に向けての検討

- ①設計規模や技術的な難易度以外にも、プロポーザル方式の適用が望まれる業務の検討
(マネジメント系業務、検討業務など)
 - ②災害時の対応など、地域コンサルタントの活用に繋がる、プロポーザル方式適用の可能性検討
 - ③斜め象限図等、適切な入契制度選定に向けたツールや活用方式の検討(斜め象限図を補完するチェックリスト等適切なツールによるプロポーザル方式の採用拡大)

II. 技術力による選定(1)⑤の詳述

【実態1】「国土交通省登録資格」は現在366資格(R5.2時点)が登録され、業務入札時の参加要件や落札業者選定時の評価において活用されている。

【実態2】令和4年度より、技術士の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組み合せて、単純に加点を行う評価方法とし試行が開始している。

【実態3】令和4年度の試行結果を踏まえ、令和5年度試行では組み合わせ加点の配点が見直された。

【要望1】令和4年度、および令和5年度の試行結果を踏まえた適切な対応をお願いします。

【要望2】本格導入については、余裕をもったスケジュールでの導入をお願いします。

【令和5年度の試行内容】

- 技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。
- 国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。

【組合せ加点の配点】

配点		R5試行
(資格)	(配点順)	(配点順)
① 技術士	1)①	1)①+②2
② 国土交通省登録資格(施設分野・業務) 1 (RCCM、土木学会認定技術者) 2 (RCCM、土木学会認定技術者 以外)	2)②	2)①
③ 上記以外のもの (国土交通省登録資格を除いて、 発注者が指定するもの)	3)③	3)②1+②2
		4)②1または②2
		5)③

(2) (地方自治体) 発注方式の改善（技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進）

改正品確法第22条の「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取り組みを強化

- ①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加
 - ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進
 - ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃（不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進）
 - ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論
- ②見積徴取時の予定価格設定方法※の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示
 - ※価格設定方法：最低値ではなく、中間値・平均値以上の設定
- ③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）
- ④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進（増加と公表）
- ⑤業務分野に応じた有資格者（技術士・RCCM等）・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進

(3) (国・地方自治体) 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

- ①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進
- ②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進※

※適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入

例えば、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務や現地作業が必要となる業務（調査・設計・点検業務など）、地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など

- ③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進

◆地方自治体における発注方式の選定状況

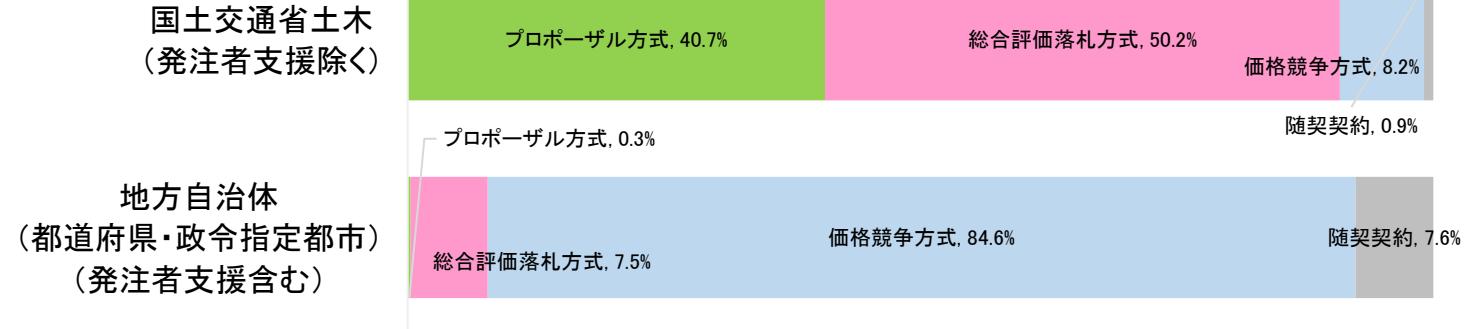
■地方自治体における発注状況の実態(令和3年度データ)

一国土交通省と地方自治体における発注方式別の発注件数割合の相違一

【実態】地方自治体における発注方式は総合評価落札方式が若干増加しているが、価格競争方式が85%を占める状況にある。

【要望】地域の実情に応じた取り組みによる、技術力競争の拡大を要望します。

※発注方式に着目して集計したデータであり、今後、業務内容などの詳細な分析が必要



※出典　・国のデータ（R3データ）：建設コンサルタント協会調べによる（土木コンサルタント業務（発注者支援を除く））

・自治体のデータ（R3データ）：建設コンサルタント協会調べによる推定

総合評価落札方式の発注が多い都道府県・政令都市

1.長野県：II	558件(74%)	6.三重県：I	150件(32%)
2.岩手県：II	252件(79%)	7.東京都：III	145件(22%)
3.秋田県：II	229件(33%)	8.宮城県：II	143件(54%)
4.滋賀県：II	173件(27%)	9.沖縄県：II	143件(22%)
5.鳥取県：II	154件(43%)	10.奈良県：II	105件(14%)

()：各自治体における総発注件数に対する割合、赤字：昨年よりも割合が増加した自治体

総合評価方式による発注の多い自治体の取り組みの調査結果

総合評価には

全てに技術提案アリ：I型(11)、
一部に技術提案アリ：II型(26)、
実績評価型：III型(5) などあり

()：自治体数

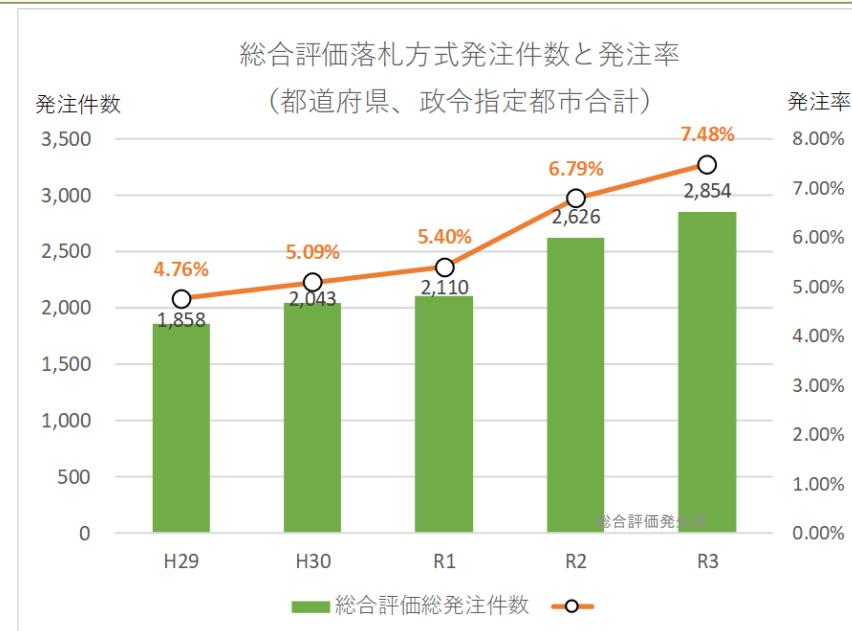
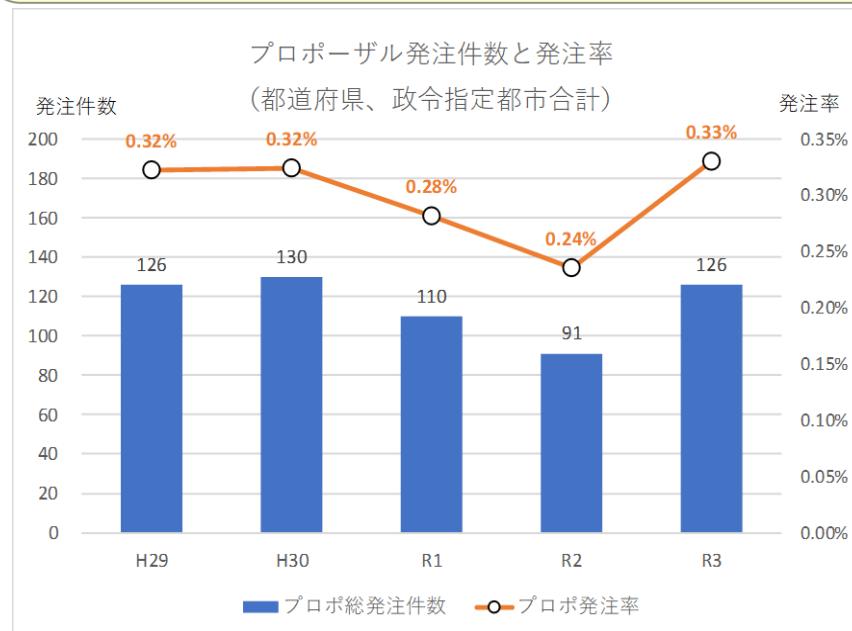
◆地方自治体における発注方式の選定状況

■地方自治体における過去5年間の発注状況の推移と制度の導入状況

【実態①】プロポーザル方式での発注件数、発注率はR3で増加した。また、総合評価落札方式による発注件数、発注率ともに増加傾向にある（特にR2の増加が顕著）

【実態②】プロポーザル制度、総合評価落札制度の制度未導入自治体は、依然少なくない。

【要望】各制度の導入ならびに技術力競争案件の拡大を要望します。



R3プロポーザル制度のない自治体

都道府県	8県 (17%)
政令指定都市	9市 (45%)

R3総合評価落札制度のない自治体

都道府県	13県 (28%)
政令指定都市	12市 (60%)

◆地方自治体における発注方式の選定状況

■地方自治体における総合評価落札方式導入に関するヒアリング結果

【実態①】ヒアリングした5県のうち3県は実績評価型総合評価落札方式が主であり、技術提案型総合評価落札方式を積極的に導入している県は2県（B県とD県）。

【実態②】総合評価落札方式導入の効果はあり、各自治体は拡大に向けた工夫をしている。

【要望】技術力競争案件の発注件数の目標設定および効果や工夫点の共有促進を要望します。

【実態①】発注全体件数※のうち総合評価落札方式の発注割合

	A県	B県	C県	D県	E県
実績評価型	75.5%	14.7%	73.9%	0%	42.5%
実績+技術提案評価型	3.8%	34.8%	0%	32.6%	1.7%

※発注全体件数はすべての入札方式における合計件数。比率は、ヒアリングシート及びヒアリングで確認した件数から算出。

【実態②】総合評価落札方式導入の効果と拡大に向けた工夫点

1) 技術提案型調達方式の拡大

- 技術提案型での発注件数の目標を設定し、発注事務所と調整（E県）。
- 県内業者に実績がない業務は、JVや県外業者への発注を検討（E県）。
- 斜め象限図を活用し、業務に求められる知識、構想力及び応用力を踏まえ、発注方式を選定（B県）。

<制度導入の効果>

- 業務成績評定の平均点向上（D県）
- 優良業務表彰の件数増加（B県）
- 技術職員の技術力向上（C県、D県、E県）

2) 受発注者双方の負担軽減

- R2年度から技術提案書のテーマを2つから1つ変更（E県）。技術提案書の枚数を4枚から1枚に削減（D県）。
- 総合評価方式の入札案件ごとに、提出が必要な評価項目の資料を事前に確認、その結果を登録し、入札案件ごとの評価項目の提出が省略できる登録制度（事前確認登録制度）を創設（D県）。

3) 普及展開に向けた取り組み

- 地域性を重視した受注機会の確保や小規模事業者の育成に配慮（E県）。
- 業界団体との意見交換を踏まえた制度改正を行っている（A県）。
- 市町村がプロポや総合評価を実施したい場合は「第三者意見聴取制度」により情報交換できる機会を設けている（C県）。
- 総合評価落札方式に関するQ&Aを定期的に更新し、ステークホルダーと情報共有を図っている（C県）。

II. 技術力による選定(2)・(3)の詳述

【実態:試算】自治体の価格競争案件に対して、協会試算※1によると
プロポーザル方式約24%、総合評価落札方式約51%、価格競争方式約25%に再分類できる。

業務内容を精査すると、

今後のインフラのあり方を左右する計画・調査業務、技術的に高度な検討を要する詳細設計業務などがある。

※1:建コン協16社の発注額2千万以上の自治体発注の価格競争案件に対し、斜め象限図を参考にプロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式に再分類

【要望】地域の魅力向上、業界の魅力向上、社会への貢献に資する技術競争案件の拡大を要望します。

自治体技術力競争案件が拡大すると



◆地方自治体における発注方式の選定状況

■地方自治体の見積徴収による予定価格設定における設定方法

【実態】見積徴収による予定価格設定において最低値採用の自治体がある。

【要望】平均値または最頻値の採用を要望します。

平均値・最頻値採用自治体の状況（採用自治体／見積徴収自治体）

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
道府県	1/1	6/6	8/9	0/3	3/4	7/7	5/5	4/4	8/8	42/47 (89%)
市	1/1	0/1	5/5	0/1	3/3	2/4	2/2	—	3/3	16/20 (80%)
計	2/2	6/7	13/14	0/4	6/7	9/11	7/7	4/4	11/11	58/67 (87%)
備考			R4より、千葉県採用			大阪市不明			R4より、熊本県、熊本市も採用	

都道府県で約1割、市で約2割が最低値を採用している状況。
 ⇒平均値または最頻値の採用を要望。

(1) 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取り組み

- ①受発注者合同現地踏査の実施
- ②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化※及び受発注者双方が効果的な運用・活用
※明確化例：業務公示時の特記仕様書に添付
- ③品質確保・向上に資する施策の継続的改善（的確な条件設定・確認、照査の充実等）
 - ・工事発注時チェックシートの試行拡大

(2) 詳細設計及び三者協議等における総合的な品質の確保

- ①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上
 - ・施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消（見積り等による実態に即した費用計上）
 - ・特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い※、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更
※取扱い：任意は参考図、指定は設計図
 - ・関係機関協議内容の明示（機関名、協議内容、協議回数）、修正設計における“修正”設計内容の明示による適切な契約・設計変更
- ②詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）における追加業務や修正設計の適切な実施（工期の設定）と費用計上

◆条件明示チェックシートの活用状況

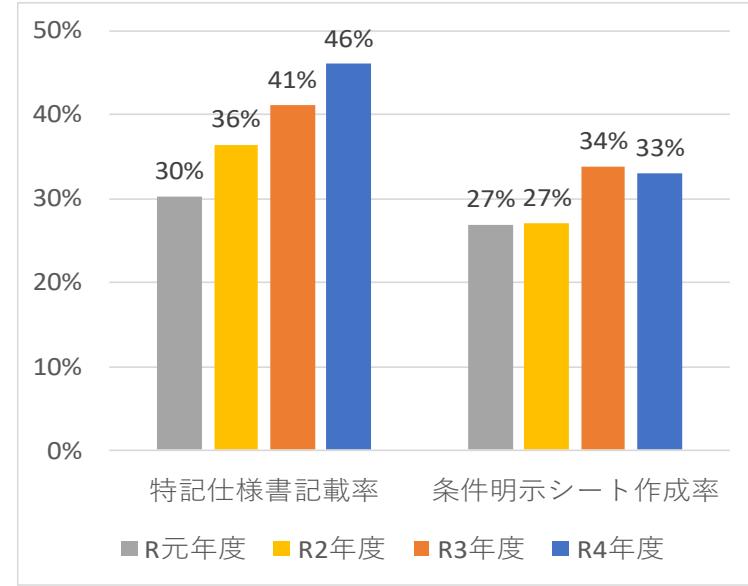
【実態】条件明示チェックシートの特記仕様書への記載率、シート作成率ともに低迷している。

【条件明示チェックシートの利用実態】

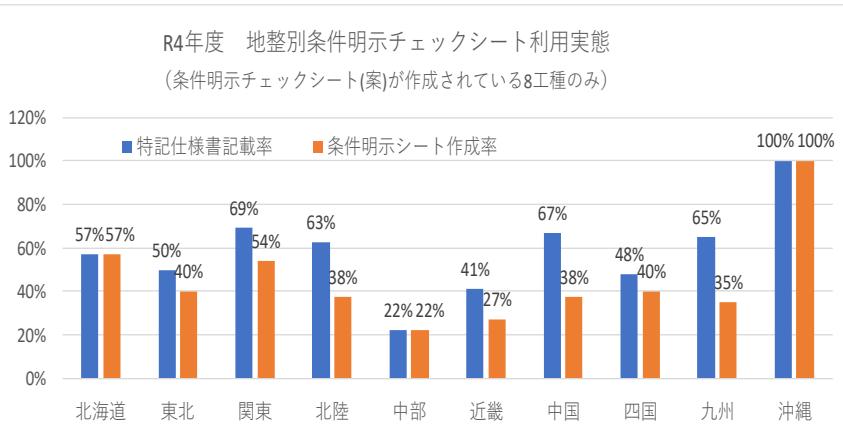
- 条件明示チェックシート貸与の特記仕様書記載率や業務での作成率は向上しているが未だ低調である。
- 関東、中国、九州で特記記載率、作成率ともに高いが平均では54%。
- 橋梁、山岳トンネル、樋門樋管で特記仕様書記載率高いが、業務数が多い道路、築堤護岸の作成率は低い。

【R4意見交換事項】

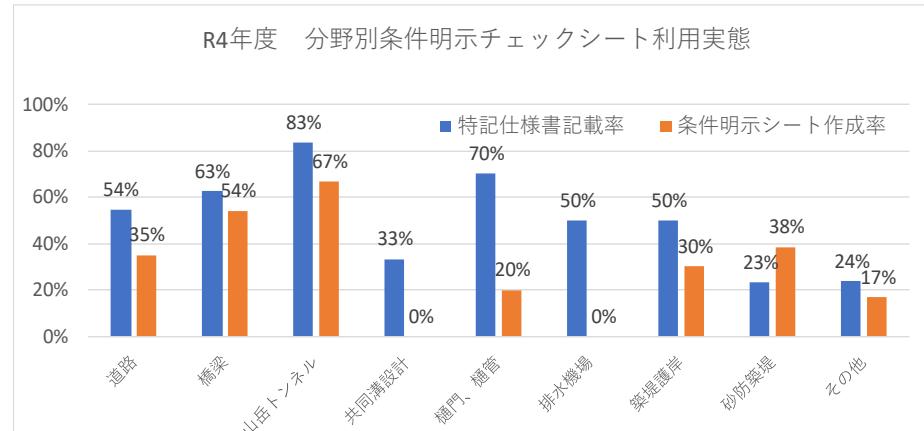
- 作成率向上策（特記仕様書への記載の徹底、受発注者意識啓発）
- 効果的な活用方法の周知徹底



R4年度 地整別条件明示チェックシート利用実態
(条件明示チェックシート(案)が作成されている8工種のみ)



R4年度 分野別条件明示チェックシート利用実態



【実態】条件明示チェックシートの特記仕様書への記載率、シート作成率ともに低迷している。

【要望】条件明示チェックシート活用に向けて、ガイドラインへの記載など促進策の実施を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
ガイドラインへの記載	○			○		○				
協会チラシの現場への配布	△	○	△	△	△	△	△	△	△	未

協会チラシの凡例 ○:事務所まで配布 △:局まで配布 未:未依頼 調:調査中

■発注者における設計条件明示チェックシート活用促進の取組事例

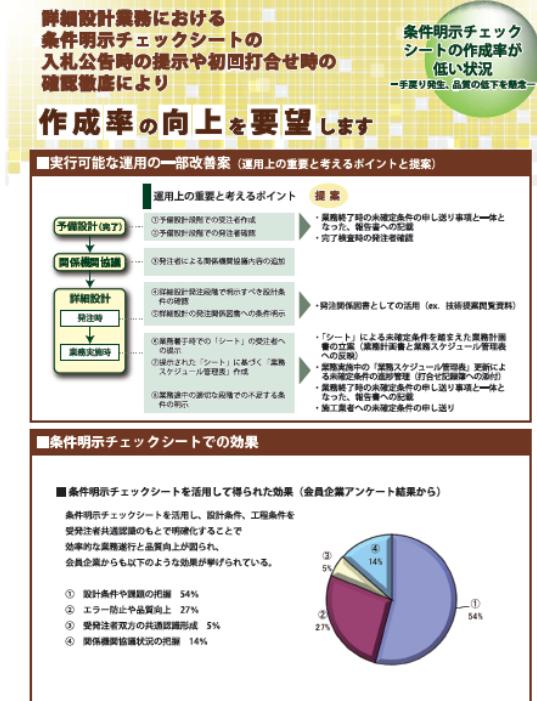
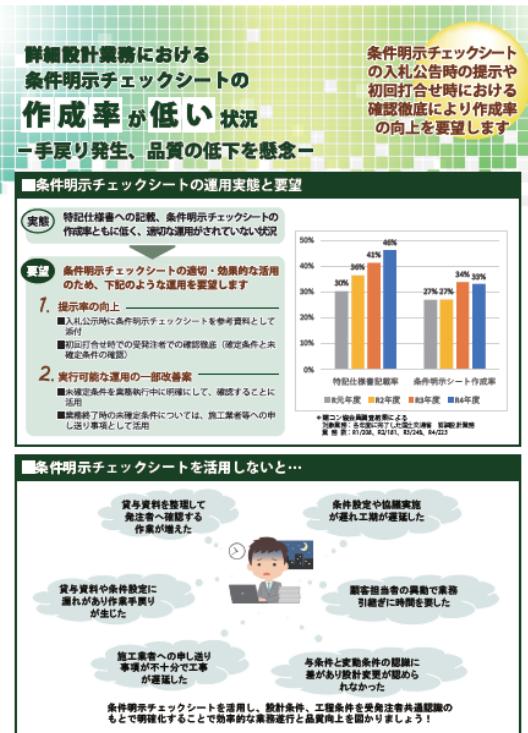
発注者名	取組内容
東北地整	<ul style="list-style-type: none"> R3.5に「令和3年度 設計業務等の品質確保対策(通知)」、R3.12に「補正予算および早期発注に伴う業務発注手続き等の留意点(事務連絡)」にて条件明示の徹底を通知。 半期毎に開催の副所長会議や積算担当者会議にて周知。
関東地整	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価公告時の提示に関し各事務所にヒアリングし改善を指導。 発注事務所から業務受注者に対して条件明示チェックシートの活用にかかるアンケートを実施。
北陸地整	<ul style="list-style-type: none"> 冊子「良くわかる設計業務等の品質確保」を周知・配布し、受発注者双方に条件明示チェックシートの活用を周知。 業務発注前に「設計業務の条件明示検討会(仮称)」を開催し、明示すべき設計条件について、設計条件が確実に反映できているかを条件明示チェックシートを用いて副所長以下の複数の視点で確認。
四国地整	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度実態を把握し、活用率の進まない理由を分析。 全ての設計業務において活用が図られるように特記仕様書への記載例を検討している。

【実態】条件明示チェックシートの現場への普及促進のため、協会において、現場での普及促進チラシを作成し、意見交換会にて活用を依頼

【要望】現場への普及促進チラシによる、条件明示チェックシートの有効活用を要望します。

■協会(受注者)における設計条件明示チェックシート活用促進の取組事例

- 活用促進に向けたリーフレットを作成し会員企業に配付し活用促進を啓発。また、同リーフレットをブロック意見交換会にて発注者にも配付し活用を要請。
- 品質セミナー(R4年度参加者1620名)にて設計条件明示チェックシート活用の重要性や効果を紹介。
- 品質向上推進ガイドライン改定版を令和4年11月に公開し、設計条件明示チェックシートの重要性を再周知するとともに、活用場面等を提示。



◆品質確保・向上に資する施策の継続的改善(照査の充実等について)

【実態】詳細設計照査要領、赤黄チェックは、品質確保に有効に活用されている。

【要望】照査項目の追加や対象工種の追加など継続的な照査要領の充実を要望します。

【要望】工事発注時チェックシートの試行と全国への水平展開を要望します。

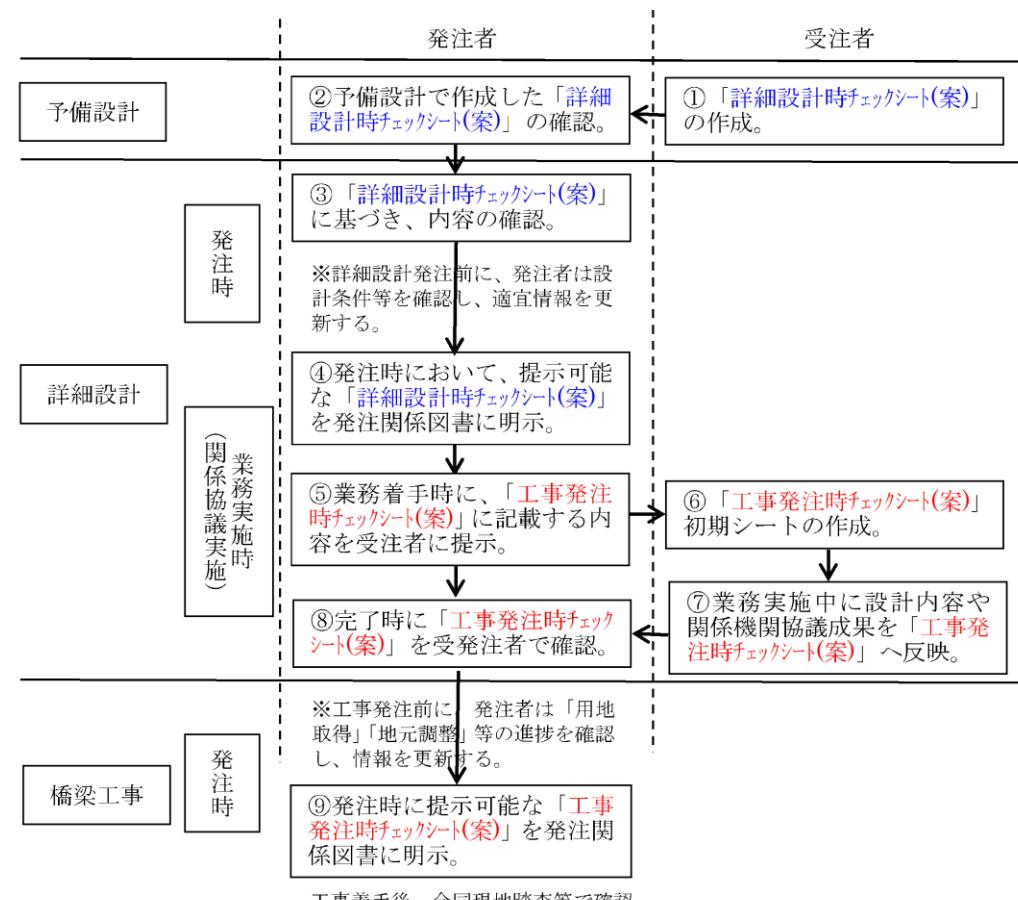
◆照査全般(詳細設計照査要領、照査技術者による照査、赤黄チェック)について

＜要望＞

詳細設計照査要領及び赤黄チェック等の照査に関する施策については、有効に活用され、品質確保に役立っていることが伺えるが、照査項目の追加や対象工種の追加等の照査要領の継続的な充実を要望

◆工事発注時チェックシートの活用による確実な情報共有

詳細設計から工事におけるミス防止の一対策として、工事発注時チェックシート(案)の利活用について、関東での試行を検討中



工事発注時チェックシート(案)の運用の流れ

◆指定仮設と任意仮設の取り扱い

【実態】指定仮設と任意仮設の区分や責任の所在、設計図の取り扱いがばらばらな場合があります。

【要望】指定仮設・任意仮設の取り扱いの明確化(責任所在の明確化、歩掛改善)などを要望します。

【実態】近畿においては、指定仮設の取り扱いを特記仕様書への明記が実現しています。

【要望】先進事例(特記への明記)の水平展開と特記への扱いの明記工種の拡大を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
設計業務等標準積算基準への扱いの明記						○				
特記仕様書への扱いの明記						○			○	

【設計業務等標準積算基準への明記】

第3編 土木設計業務

2-3 道路詳細設計 2-3-1 道路詳細設計 (A)

(1) 標準歩掛

道路詳細設計 (A) は、与えられた平面図(縮尺 1/1,000 線形入り)、縦横断図ならびに予備設計成果にもとづいて、道路工事に必要な縦横断の設計及び小構造物(設計計算を必要としないもの)の設計を行い、各工種別数量計算を行なう。

(予備設計あり)

区分	種類	直 接 入 件 費						
		主 任 技 術 者	技 術 長	主 任 技 術 者	(A)	技 術 長	(B)	技 術 員
設 計 計 画 及 び 施 工 計 画		0.5	0.5	1.0	2.5			
現 地 踏 查				0.5	1.0	1.0		
平 面 縦 断 設 計			0.5	1.0	2.0	2.0	2.0	
横 断 設 計				0.5	1.5	2.5	5.0	
道 路 付 帯 構 造 物・小 構 造 物 設 計				0.5	1.0	2.5	4.5	
板 設 構 造 物・用 换 水 設 計					1.0	2.0		
設 計 計 算						3.0	5.0	
數 量 計 算				0.5	1.5	3.5	5.0	
照 営 計 算			0.5	1.5	2.0	3.0		
報 告 書 作 成			0.5	1.5	2.0	1.0		
計		0.5	2.0	7.0	14.5	20.5	21.5	

(注) 1. 交差する道路が 2 車線(対面)未満の交差点設計は含まれる。

2. 新設及び改良区间を対象とする。

3. 座標計算及び留置計画の設計は含まれない。

4. 電子計算機使用料は、直接受入件費の 2 %を計上する。

5. 予備設計とは、道路予備設計 (A) 及び道路予備修正設計 (B) をいう。

6. 踏査には、赤黄チェックによる照査も含む。

7. 単位区间あたりの設計延長が 1 km 未満の場合においては、次式によるものとする。

設計歩掛 = 標準歩掛 × (0. 5 × 設計延長 (km) + 0. 5)

※単位区间毎に算定し、計上する。

8. 仮設構造物・用排水設計に指定板設を検討する場合は、本歩掛を適用せず別途計上する。

※赤黄チェック: 成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、算量計算書等について、それ

ぞれ及び相互(設計図-設計計算書間、設計図-算量計算書間等)の整合を確認する上で、

確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査手

【好事例: 九州地整: R5年度より実現】

○: R5年度実現

7. 土留工

形 式 一一一 一 切 梁 式 土 留 め 工 2 段 (A 1)

基本構造物、電算機使用料計上する

切 梁 式 土 留 め 工 2 段 (A 2)

類似構造物、電算機使用料計上しない

切 梁 式 土 留 め 工 4 段 (P 1)

基本構造物、電算機使用料計上する

切 梁 式 土 留 め 工 4 段 (P 2)

類似構造物、電算機使用料計上しない

内 容 一一一 一 応 力 計 算、数 量 計 算、図 面 一 式

* 作業区分については、数量総括表の摘要のとおり

8. 仮設構造物の設計において、指定仮設による検討が必要な場合は、調査職員と協議し、契約変更の対象とする。

令和5年度 覚井—武線災害復旧球磨大橋予備・詳細設計業務
の特記仕様書抜粋より

(3) 維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善

① 設計者・施工者連携方式※の検討等合理的な入札契約制度の選定

※設計の受注者が工事段階で関与する方式、工事の受注者が設計段階から関与する方式（E C I 方式）

- ・ E C I 方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用

② 点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上

- ・ 点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定
- ・ 補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更

③ 高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用

④ 地方自治体のメンテナンス事業の促進

- ・ 技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用
- ・ 点検・診断等業務に關わる登録技術者資格（RCCM等）の活用
- ・ 道路橋メンテナンス技術講習の継続と当講習達成度試験合格者の活用促進
- ・ 地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的な活用

III. 品質の確保・向上(3)①の詳述

◆橋梁修繕事業における入札契約方式の選定—橋建協・PC建協との共同検討—

【実態】橋建協・PC建協と共同で設計者・施工者の連携する契約方式を試行が実現

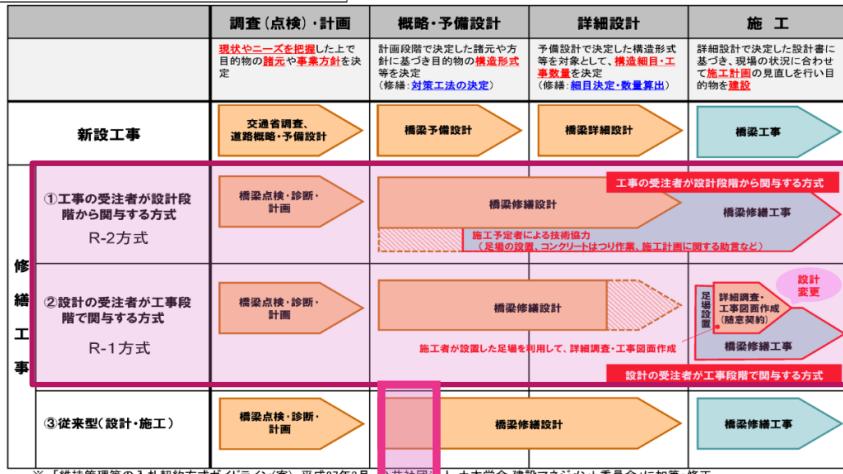
【要望】全国での試行の拡大を要望します。

橋梁修繕事業における入札契約方式の選定

H27年度 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(第1回)(H28.1.22)一部加筆

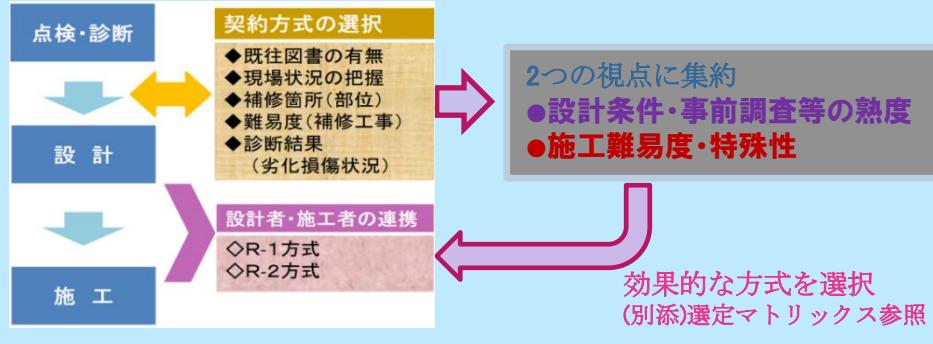
:コンサルタント

:施工者



■契約方式の選択

- ・設計業務の発注前(点検・診断後)に選択
- ・選択の視点は下図の通り



[要望]さらなる試行の拡大
(設計者と施工者が連携する契約方式 : R-1方式、R-2方式)

施工難易度や特殊性、設計条件・事前調査等の熟度などから優位性がある方式で試行

⇒(別途参考)契約方式選定マトリックス

※R-1方式:設計の受注者が工事段階で関与する方式

※R-2方式:工事の受注者が設計段階から関与する方式

(1) DXの推進

①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進: DX推進による業務効率化の促進

- ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進
- ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進
- ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進
- ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化、WEB公開などの推進
- ・各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開

②i-ConおよびBIM/CIMの推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上)

- ・BIM/CIM設計照査シートの充実*

※対象工種の拡充、段階的に必要となる照査項目の設定、「条件明示チェックシート」および「工事発注時チェックシート」との整合性の確保

- ・積極的な活用事例の発信(BIM/CIMポータルサイトの活用) や協議の場の設置(例えば、適用PTによる推奨項目の拡充など)
- ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアノテーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学i-Con寄付講座協調領域検討会と協働によるAPIの開発のあり方や生産性向上に資するアプリケーション開発の検討の促進
- ・BIM/CIMモデルを管理・継承するマネジメント体制・役割の検討の促進

(2) DXの推進の費用面での環境整備

①BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し

- ・「BIM/CIM標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM使用料」の計上

②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し

- ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」の見直し

③DX推進の環境整備のための助成金の創設

(3) 「成長と分配の好循環」の実現

- ・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施

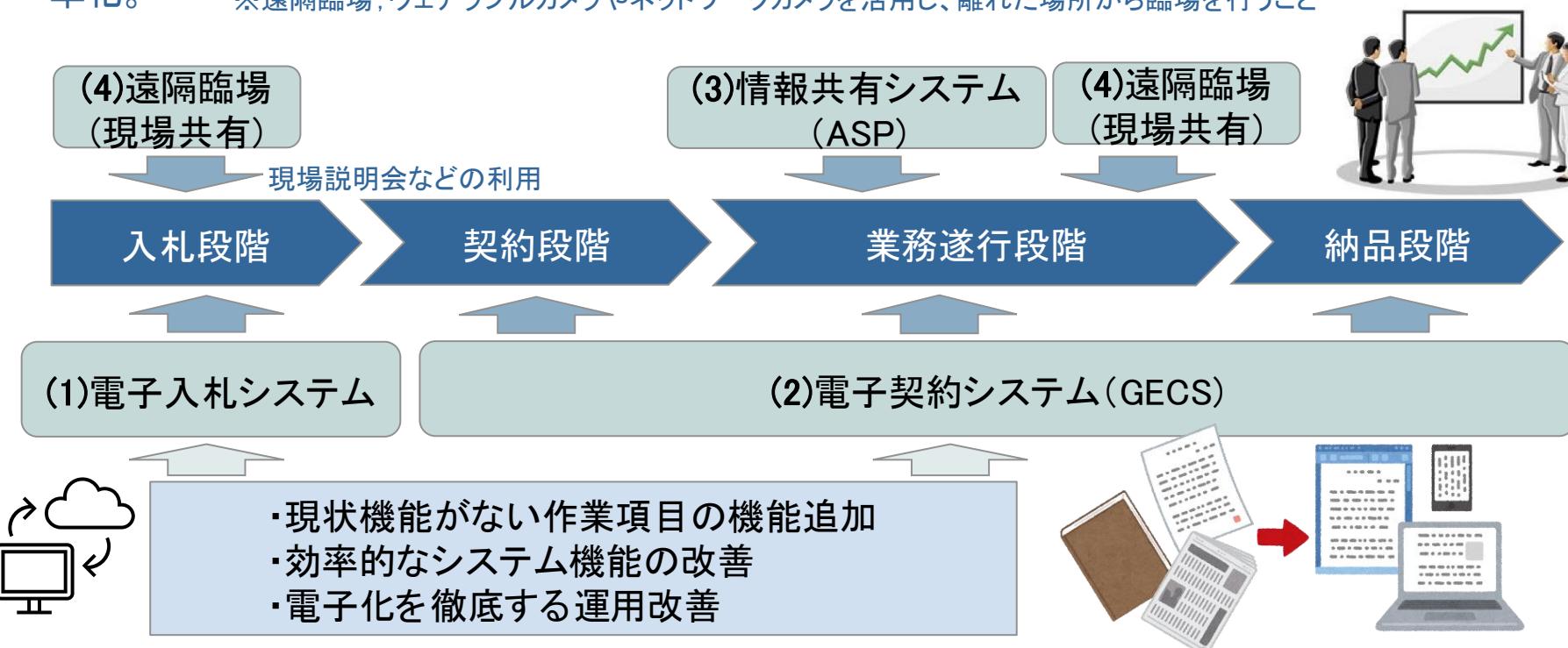
入札・契約段階、業務遂行段階、納品段階の電子化により効率化を図る「あるべき姿」

【入札・契約段階、納品段階での作業・書類の完全電子化】

- 電子入札システム、電子契約システムを活用して「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報共有化」「移動・郵送等の時間短縮」を図り、業務を効率化。

【業務遂行段階における電子活用】

- 情報共有システム(ASP)を積極的活用して「事業・業務情報等に関する電子化」「情報共有化」を図り、業務を効率化。
- 遠隔臨場を積極的活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」を図り、業務を効率化。 ※遠隔臨場: ウェアラブルカメラやネットワークカメラを活用し、離れた場所から臨場を行うこと



【要望】入札段階での作業・書類の完全電子化を実現できるように要望します。

(1) 【電子入札システム関連作業・書類の完全電子化】

課題	対策提案
■電子入札システムへの機能追加 《国土交通省への要望》	①「参考見積書提出」「履行確実性ヒアリング通知」「ヒアリング通知」は、メールや郵送での提出、およびFAXや電話での通知を廃止、電子入札システムを活用し、電子データ提出に変更
■電子入札システムの改修 《国土交通省への要望》	②「参加表明書」「技術提案書提出」は1段階提出とするアップロードシステムの操作性を改善 ③「公示資料の入手」「一次選定通知」「歩掛開示通知」「質問回答開示」は稼働時間外の入手を可能とする変更にシステム改修 ④「質問書提出」において案件名称や案件番号で検索できる機能を持ったシステム改修
■電子入札システムの運用改善 《発注担当者への要望》	⑤「参考見積依頼」「歩掛開示通知」「質問回答通知」「文書差替え通知及び入手」は通知メールを行う運用変更 ⑥「参考見積依頼」「歩掛開示通知」は、メールやFAXによる送受信を廃止し、電子入札システムによる電子データを送受信する運用変更 ⑦「公示資料入手」「歩掛開示通知」「質問回答開示」「文書差替え通知」は、入札直前通知を廃止、入札開始日の3営業日前の通知・開示に運用変更 ⑧「資料閲覧」は訪問閲覧を廃止、関東地整や近畿地整などで行われているクラウドシステムなど活用した電子化対応とし、統一的に運用変更

【要望】契約段階での作業・書類の完全電子化を実現できるように要望します。

(2) 【電子契約システム関連作業・書類の完全電子化】

課題	対策提案
■電子契約システムへの機能追加 《国土交通省への要望》	①「成績評定通知書」「年間委任状」は、郵送対応を廃止、電子契約システムを活用し電子データ提出に変更
■電子契約システムの改修 《国土交通省への要望》	②「着手書類提出」は電子データ容量制限を拡大するシステム改修
■電子契約システムの運用改善 《発注担当者への要望》	③「見積提出」において添付ファイルが要求されない運用変更 ④着手時、変更時、完了時など各段階で要する書類「着手書類提出」「調査職員通知書」「変更協議書・仕様書・数量総括表」「変更業務工程表」「担当技術者変更届」「調査職員変更届」「完了書類提出」「検査結果通知書」「再委託承認申請書」「再委託承諾書」「身分証発行申請書」は、書面、メール提出を廃止、電子契約システムによる電子データの送受信に運用変更 ⑤「決定通知」は白紙等が添付されている場合があり、フォーマットを統一化する運用変更 ⑥「保証書提出」は、原本郵送を廃止、電子契約システムによる電子データ提出とする運用変更

【要望】業務遂行段階における情報共有システム(ASP)、遠隔臨場の積極的活用を要望します。

(3) 【情報共有システム(ASP)の積極的活用】

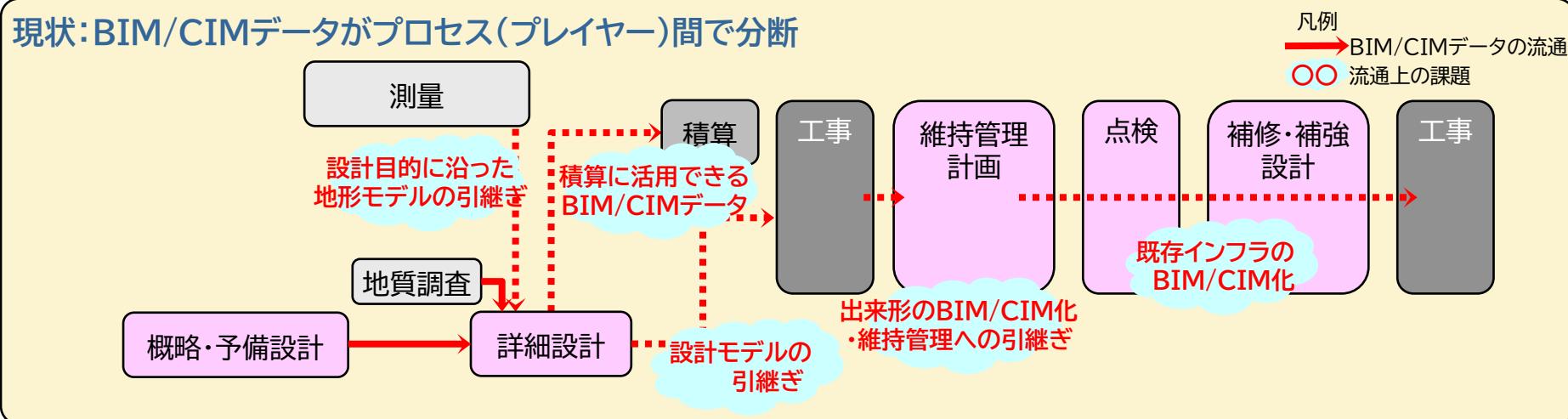
課題	対策提案
■ASPの活用推進 《国土交通省への要望》	①情報共有システム(ASP)を活用する機能要件等の特記仕様書への明記
■ASPの費用に関する改善 《国土交通省への要望》	②ASPの継続性と他業務での汎用に対応するため、発注者がASPを選定・準備する旨を特記仕様書へ明記 ③受注者側が用意する場合には、変更契約による利用料金の発注者負担の明確化
■ASPの操作性の向上と運用拡大 《国土交通省への要望》	④承認ルートの統一など運用ルールの設定(例えば、事業(路線)ごとに発注者側で同一の情報共有ツールを選定することで各業務が紐づけされ、体系的な情報共有が可能) ⑤コンサルタント業務に対応したASPソフトの改善(使わない工事仕様機能の削除、提出書類を「打合せ簿発議」に集約するのではなく設計業務のフローにあった並びとする、等) ⑥ASPを用いてデータの共有・更新を図るため、WEB会議でのASPの利用許可
■ISMAPに対して特段の申請手続きを行わず利用可能とする改善 《発注担当者への要望》	⑦国として安全性を評価・担保しているクラウドサービスの活用を促進する手続きの簡素化(国土交通省から発注担当者への活用案内)

(4) 【遠隔臨場の積極的活用】

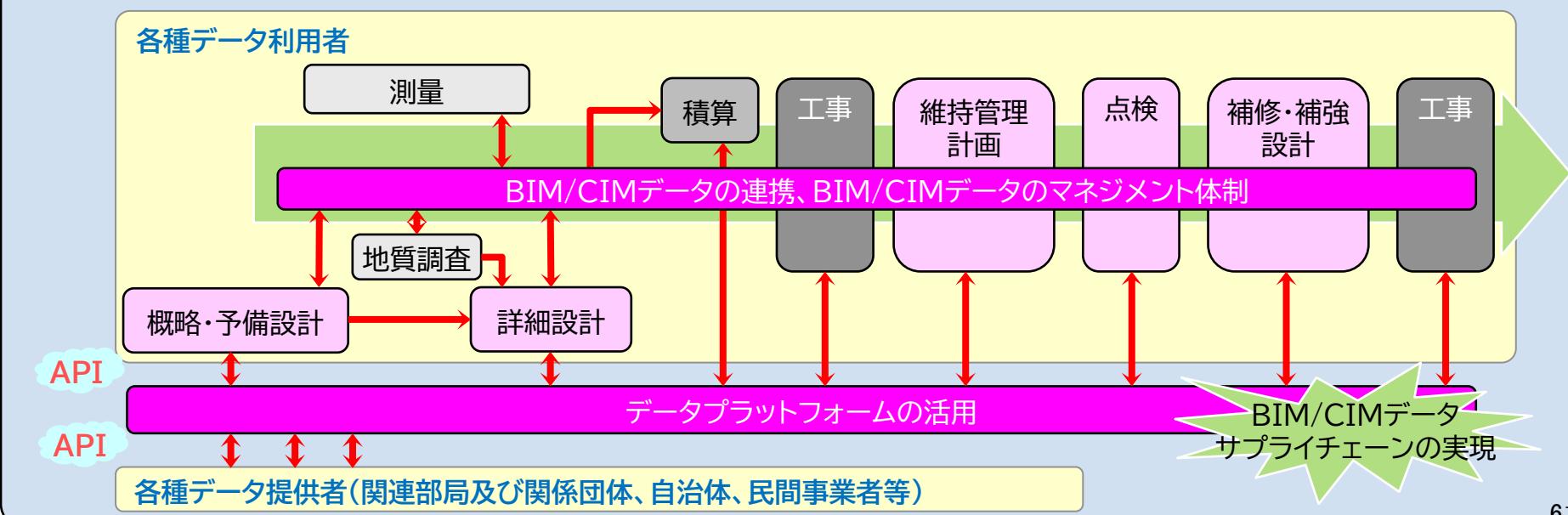
課題	対策提案
■遠隔臨場のPRと活用推進 《国土交通省への要望》	⑧工事使用と同様な「要領の作成」 ⑨遠隔臨場の有効性を受発注者で共有する「試行業務」と「特記仕様書への明記」 ⑩遠隔臨場に代わる言葉の設定(例、リモート現場や遠隔による現場共有など)

【実態】BIM/CIMデータがプロセス間で分断、デジタル情報のサプライチェーンが構築されていない。

現状:BIM/CIMデータがプロセス(プレイヤー)間で分断



あるべき姿:事業を通じてBIM/CIMデータがプロセス間で円滑に連携され活用されている



【要望】デジタル情報のサプライチェーンの構築および運用を実現できるように要望します。

(1) デジタル情報のサプライチェーンの構築

課題	対策提案
■3Dソフトの開発目標の明確化 《国土交通省への要望》	①調査・設計・積算・工事・維持管理において、データ連携が適切にできる3Dソフトの開発目標として、bSJ(buildingSMART Japan)主導による「IFC検定制度」の活用の明確化
■3Dモデルの照査機能開発の要請 《国土交通省への要望》	②照査の自動化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して) ③アノテーション機能等の強化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して)
■APIの開発のあり方の検討 《国土交通省への要望》	④データプラットフォームのデータを活用するためのインターフェース(API)の開発のあり方の検討やアプリケーション開発の検討として、東京大学i-Con寄付講座協調領域検討会と協働の促進

(2) デジタル情報のサプライチェーンの運用

課題	対策提案
■BIM/CIMデータのマネジメント体制の検討 《国土交通省への要望》	⑤BIM/CIMモデルを管理・継承するマネジメント体制・役割(CIMマネージャー)の検討(行政機関、建設コンサルタント)

(補足説明)

・bSJ(buildingSMART Japan)

:建設業界におけるデータの共有化および相互運用を目的として、IFC(Industry Foundation Classes)の策定や標準化活動を行う国際的な団体

・IFC(Industry Foundation Classes)

:建物を構成する全てのオブジェクト(例えばドア、窓、壁などの要素)のシステム的な表現方法の仕様の定義

・API(Application Programming Interface):ソフトウェアコンポーネント同士が互いに情報をやりとりするのに使用するインターフェースの仕様

【実態】BIM/CIMへの対応、DX、テレワーク等への対応の費用が増大している。

【背景】

政府は新しい資本主義の実現に向けて”成長と分配の好循環が必要”としており、2月より「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」が施行され、各企業に対して賃金アップを促している。

このような中、Society5.0社会の実現に向け、下記①～②に確実に対応していくことが建設コンサルタントに求められている社会的責務である。

①BIM/CIMへの対応

- 2023年のBIM/CIM原則化に伴い、詳細設計業務でBIM/CIMが必須ツール
- 従来の2次元設計に比べて大幅に作業量が増加、3次元CADライセンス等が高価
- 複数のソフトウェアへ対応するために長期に亘る教育訓練が必要

②DX、テレワーク等への対応

- インフラ分野のDX推進、デジタル情報に対するセキュリティ強化が建設産業の維持・発展に不可欠
- オフィスや自宅で支障なく就業できるテレワークの環境整備が必要
- これらの取り組みが建設産業の魅力を向上させることに繋がり、担い手確保にも寄与

要望と提案の骨子

I . BIM/CIMの必要経費について
I -①BIM/CIM標準歩掛の策定
I -②BIM/CIM経費の計上

II . DX、テレワーク等に対する一般管理費について
II -①一般管理費等係数(β)の見直し
II -②低入札価格調査基準価格の見直し

【実態】BIM/CIM対応の作業量の増大に対し、見積作成のバラツキ、事例が少ない状態である。

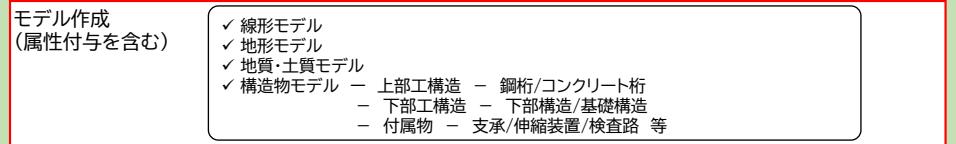
【要望】「BIM/CIM標準歩掛」の段階的な設定を要望します。

I -①BIM/CIM標準歩掛の策定

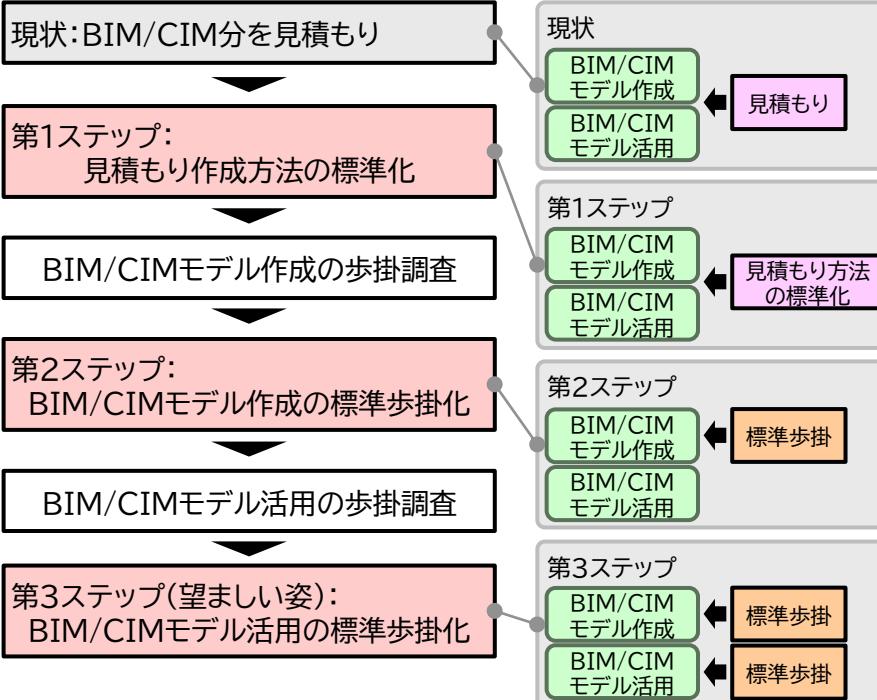
【現状の課題】

- BIM/CIMの見積もりは、作成方法がバラバラ
- 見積もりの合意形成に資料作成や協議の時間を要する
- 「モデル活用」の作業量が大きく変動し、見積もり以上の作業が発生
- BIM/CIM費の標準歩掛化には下記の課題あり
 - ✓ 各種要領の整備から間がないため事例が少なく、歩掛調査が可能な件数を確保できるか不透明
 - ✓ 見積もりの作成方法が不統一で、歩掛調査を行っても実態を的確に反映した調査結果が得られない

■BIM/CIM活用業務の全体構成



【要望】:BIM/CIMに関する標準歩掛の設定(3ステップ)



【実態】BIM/CIM対応の経費が増加しており、業務の原価を圧迫している。

【要望】「BIM/CIM使用料」の計上を要望します。

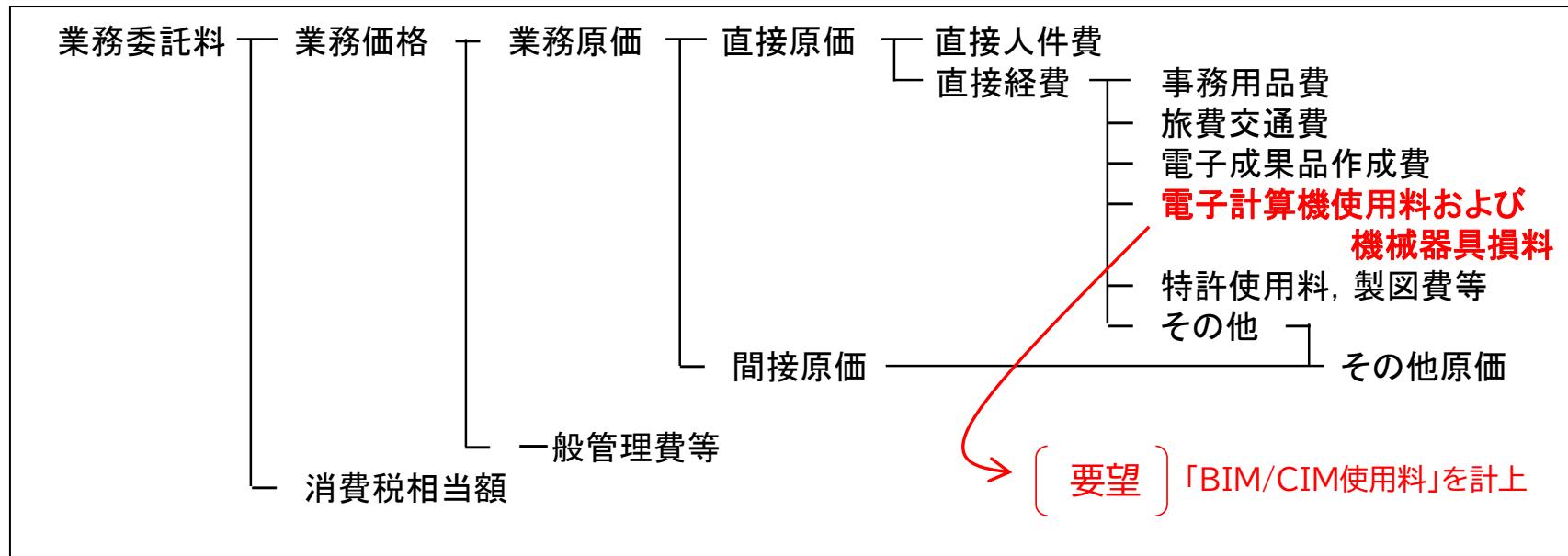
I -②BIM/CIM経費の計上

【現状の課題】

- BIM/CIMのCADライセンス単価は、2次元設計用のCADライセンス単価に対して約10倍で、業務の原価を圧迫する要因

	2次元設計	BIM/CIM設計
1業務当たり使用ライセンス数	2ライセンス	2ライセンス
CADライセンス単価	50,000円	500,000円
1業務当たり必要ライセンス費	100,000円	1,000,000円

【要望】:BIM/CIM使用料の新設



【実態】DXの推進、テレワーク等への対応の費用増加が不可欠となっている。

【要望】「一般管理費等係数($\beta = 35\%$)」の見直しを要望します。

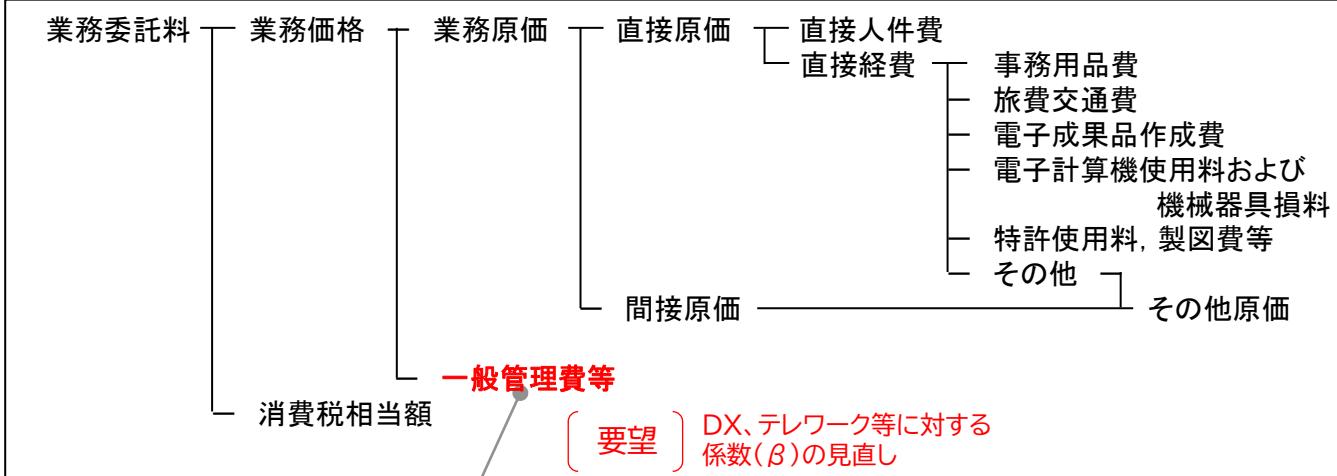
II -①一般管理費等係数(β)の見直し

【現状の課題】

- インフラ分野のDXとして、技術開発が永続的に必要で、コストが発生。
- 道路の整備計画や個人情報を取り扱うため、厳しいセキュリティ対策が必須。
- テレワークの推進には、web会議システムの導入・維持費やwifiルータなどの環境整備費が不可欠。

【要望】

一般管理費等係数
($\beta = 35\%$)の見直し



■DX、テレワークへの投資として生じている代表的な費目

- ✓ DXに関する実証実験や技術開発
- ✓ RPAなどの業務効率化に関する開発
- ✓ セキュリティ対策・維持(サーバー等へのアクセス監視等)
- ✓ 電子承認システムの整備・維持
- ✓ Web会議システムの導入・維持
- ✓ テレワークのための環境整備・維持(wifiルータ、自宅用PC等)
- ✓ ITリテラシー向上のための教育訓練

【実態】「建設工事の一般管理費等」の費目のうち、「建設コンサルタント業務」でも必要な費目がある。
 【要望】「低入札価格調査基準価格」の見直しを要望します。

II -②低入札価格調査基準価格の見直し

【現状の課題】

- 建設コンサルタント業務の低入札価格調査基準価格は、算入率をその他原価で90%、一般管理費で48%に設定
- 建設工事の一般管理費算入率は、68%に設定
- 「建設工事の一般管理費等」に含まれる費目のうち、赤字の費目は建設コンサルタント業務でも必要である

【要望】：「一般管理費等」の算入率見直し

【現状】	・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価 ・一般管理費等	:×1.0 :×1.0 :×0.9 :×0.48



【要望】	・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価 ・一般管理費等	:×1.0 :×1.0 :×0.9 :×0.68

【提案】

設計業務等標準積算基準の一般管理費の構成項目に、実態を反映してDX等の技術開発費に相当する費目の追加を提案します。

■建設コンサルタント業務の一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、**調査研究費**、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、**試験研究費償却**、**開発費償却**、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息および割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

～出典：国土交通省 設計業務等標準積算基準書に一部加筆～

II -②低入札価格調査基準価格の見直し（参考資料）

	18以前	⑯	20	21	22	23	24	㉕	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
工事	74% 程度	→	↗	↗	→	↗ 86%	→	↗	→	→	↗	↗ 90%	→	↗ 92% まで	→	→	→
測量	無し	73.5% 程度	→	→	↗ 77.3%	→	→	→	→	→	↗	↗ 80% まで	→	↗ 82% まで	→	→	→
コンサル	無し	72.5% 程度	→	→	↗	↗ 74.5%	→	→	→	→	↗	↗ 80% まで	→	→	→	→	→
地質	無し	83.2% 程度	→	→	↗ 82.7%	→	→	→	→	→	↗ 84%	→	→	↗ 85% まで	→	→	→

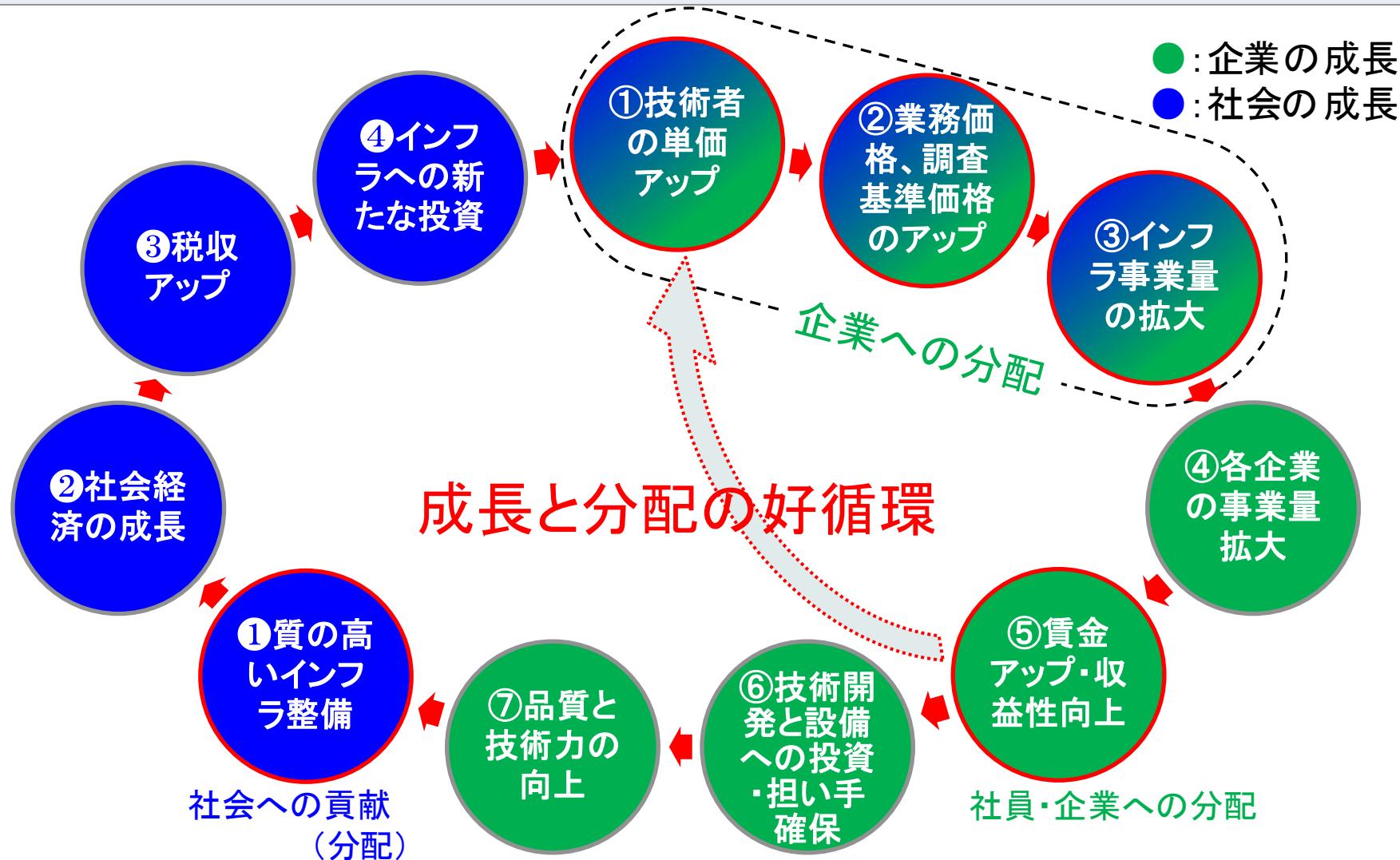
工事は7回上げ、測量コンサルは5回、地質は4回上げた。

出典:佐藤のぶあき通信【第260号】より、一部加筆

(出典:国土交通省大臣官房技術調査課より)

「成長と分配の好循環」の実現

- ・総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置(国土交通省)が運用される中、政府方針である「成長と分配の好循環」を実現するためには、建設コンサルタント業界において、以下のような好循環を得ることが必要と考えます。



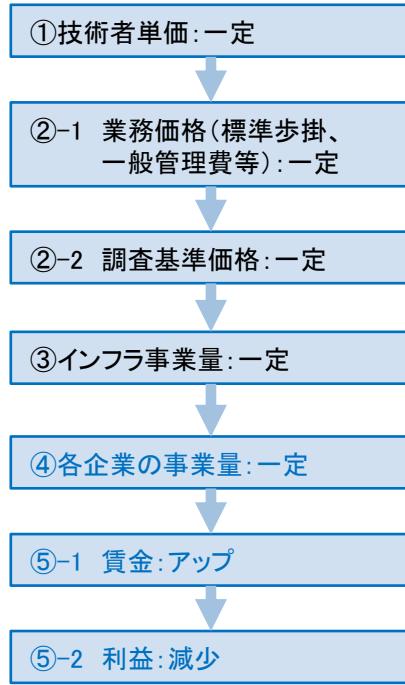
【今後の問題点・課題】

- ・技術者単価、業務価格、調査基準価格およびインフラ事業量が一定のままとなると、各企業の事業量は基本的に一定となり、その中で賃金アップすると利益が減少し、持続的な経営が成り立たなくなります。

【要望】

- ・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格の改善をするとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施することを要望します。

【今後の問題点・課題】



持続的な経営が困難

【要望】



成長と分配の好循環

【国土交通省への要望】

- ①技術者単価のアップ
- ②-1業務価格(標準歩掛、一般管理費等)の改善
- ②-2調査基準価格の改善
- ③インフラ事業量の拡大